

官報

号外

平成三十一年四月九日

○第百九十八回 衆議院會議録 第十六号

平成三十一年四月九日(火曜日)

議事日程 第十号

平成三十一年四月九日

午後一時開議

- 第一 自然環境保全法の一部を改正する法律案
(内閣提出)
- 第二 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 自然環境保全法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

日程第一 自然環境保全法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、自然環境保全法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。環境委員長秋葉賢也君。

自然環境保全法の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

〔秋葉賢也君登壇〕

○秋葉賢也君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、沖合の海底の自然環境の保全を図るため、沖合海底自然環境保全地域の指定及び当該地域内における海底の形質を変更するおそれがある行為に対する許可制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る三月十八日本委員会に付託され、翌十九日原田環境大臣から提案理由の説明を受け、今日二日に質疑を行い、質疑終了後、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもつ

て原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対して附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第二、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。内閣委員長牧原秀樹君。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

〔牧原秀樹君登壇〕

○牧原秀樹君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村

の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずるものでございます。

本案は、去る三月十二日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会においては、同月十三日宮腰国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、十五日から質疑に入り、二十六日に公益財団法人児童育成協会の視察を行い、翌二十七日には参考人から意見を聴取いたしました。さらに、翌二十八日に文部科学委員会及び厚生労働委員会との連合審査会を開会し、四月三日には安倍内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行うなど慎重に審査を重ね、同日質疑を終局いたしました。

質疑終了後、本案に対し、立憲民主党・無所属フォーラム及び国民民主党・無所属クラブより、待機児童に関する問題の早急な解消、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の見直し、保育等従業者の処遇の改善等の措置を講ずること及びこれらの措置が講ぜられた結果として待機児童に関する問題が解消されるまでの間、無償化のための措置の施行を延期すること等を内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、原案及び修正案について討論を行い、採決した結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 討論の通告があります。順次これを許します。阿部知子君。

〔阿部知子君登壇〕

○阿部知子君 立憲民主党・無所属フォーラムの阿部知子です。

私は、会派を代表して、政府提出の子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案に対し、反対の立場から討論をいたします。(拍手)

冒頭、塚田一郎国土交通副大臣の四月一日の下関北九州道路調査費に関するそんなく発言並びに四月五日付辞任について一言申し上げます。

安倍政権のもとでのそんなく疑惑は、森友学園問題に始まり、加計学園問題、統計不正問題、今回の道路問題に至るまで後を絶ちません。

もしも塚田氏のそんなく発言が事実であれば、これまでの事実と同様、著しい行政の私物化です。また、虚偽であつても、有権者に公然とうそをついたこととなります。いづれであつても、主権者国民の知る権利を著しく侵害し、立憲主義を踏みこじるものであり、到底許されるものではありません。

安倍総理にあつては、辞任を迫認するのではなく、罷免の上、総理御自身もまた任命責任をとるべきです。

そんなく政治を横行させている原因は安倍政権そのものにあり、国民の信頼を回復することこそ急務と考えます。

さて、このたびの子ども・子育て支援法改正とそれに伴う幼児教育の無償化に立憲民主党として反対せねばならないことは、大変残念です。

二十一世紀に入つて間もなく、世界各国で幼児期の教育について注目が高まり、子供のよりよい将来のために、早期幼児教育と保育の質を高めることがOECDにおいても重要な政策目標となりました。

我が国においても、このことを課題として、幼保一体化あるいは幼保一元化として、政権のいずれを問わず取り組まれてきました。

子ども・子育て支援法もそうした中で二〇一二年に成立し、その第二条に、「全ての子どもが健康やかに成長するように支援するものであつて、良

質かつ適切なものでなければならぬ」と定められました。

ところが、一昨年秋の衆議院の解散・総選挙を前に、安倍総理は、みずからの看板政策として、消費税増税の使途を幼児教育の無償化にまで拡大することを掲げました。そして、三から五歳児の幼稚園、保育園の保護者負担の軽減を所得制限なく行うことを無償化と言いかえ、この言葉をひとり歩きさせてきました。

この過程で、年々の課題であつた待機児童対策が進まないゼロから二歳児は低所得世帯のみの給付に限られる一方、三から五歳児においては、保育の質の担保されない認可外保育施設にまで支給対象が拡大されました。

すなわち、ゼロから五歳の全ての子供に対する完全無償化でもなく、おまけに待機児童は全く枠外に置かれ、良質かつ適切とはほど遠いものまで取り込んだのです。

子ども・子育て政策の根幹をゆがめた本改正案について、以下、具体的に言及します。

第一の問題は、その財源を消費税増税に求めた点です。

これまで消費税は、専ら社会保障の財源とうたわれ、二〇一二年の社会保障改革推進法で新たに少子化対策が加えられましたが、一昨年の安倍総理の提案は、幼児の保育、教育の経費をもここに含めようとするものです。

今回、三から五歳児の無償化に要する費用が年間八千億円で、さらに、今後、それをゼロから二歳児にも所得制限なく拡大する方針なら、一体その総額はどれくらいとなり、また、財源はどこに求めるのでしょうか。さらなる消費税増税が不可避となります。今回の給付は、長期方針も一貫性もない、安易かつ目先のばらまきであると断ぜざるを得ません。

まして、逆進性の高い消費税を三から五歳児に

所得制限なく給付すれば、高所得者層に手厚く、そもそも待機児童が給付の枠外では、子育て世代に格差の拡大と著しい分断をもたらします。

第二に、何といつても深刻な待機児童問題を悪化させると同時に、保育の質を低下させることで

立憲民主党では、一昨年春、保護者からの切実な声を受けて、待機児童の解消に取り組むためには、保育の受皿施設だけでなく、それを担う人材こそ重要と考え、保育士の処遇改善法案を五野党一党派で取りまとめて提案してまいりましたが、いまだに審議もされておられません。

保育士の賃金の低さは今も抜本的には解消されず、加えて保育士の数が少ないことが、現場での長時間労働や妊娠をはばかる状況を生み、マタハラにつながっています。

さらに、最近、児童への虐待報道が相次ぐなど、長年親子を支えてきた保育現場は疲弊し、余力をなくしています。

政府は、二〇一四年には、保育の量的拡充と質の改善は車の両輪であるとして、保育士の配置をふやし、一歳児では五人に一人、四、五歳児では二十五人に一人にふやす予定でした。政府は、今、みずからそれを放棄したまま無償化を先行させようとしています。これはさらなる保育士の離職と保育現場の劣化を招きます。充実した保育を願う現場からも、保育の質が低下するなどの声

が上がっており、民間アンケートでは、無償化には七割近くの保育士が反対を表明したとの結果があります。

第三に、認可外保育施設を給付の対象としたことは論外です。

指導監督基準すら満たさない施設で保育、教育されることは、良質かつ適切どころか、時に子供たちの命の危険に結びつきます。経過措置の五年や自治体ごとの判断に委ねるべきものではありません。

第四に、この間の審議を通して、二〇一六年から開始された企業主導型保育所の抱える問題が隠蔽、放置されていることが明らかになりました。

企業主導型保育所は、企業拠出金を財源とした交付金制度のもとに、保育事業者を募集し、整備、運営されるものです。施設整備費や運営費を助成する業務は内閣府が公益財団法人児童育成協会に委託し、協会はその監査業務の大部分を株式会社パソナに再委託しています。

ところが、昨年暮れに、突然の閉園で行き場を失う園児や保護者の戸惑いが報道されたことをきっかけに、交付金の虚偽申請や不正受給が明らかになりました。

その全容把握のために再三四政府に資料を求めると、制度開始後わずか二年足らずで二法人が事業資格を取り消され、交付金でつくったばかりの保育所を譲渡するいわゆる保育園転がしは十一法人二十八施設、さらに、民事再生手続中が二法人九施設、休止保育園は十法人十一施設あると判明をいたしました。

さらに、企業拠出金の執行状況も明らかにせよと求め続けてやっと出してきたデータを見ると、初年度は、約八百億円の予算のうち百九十四億円しか使わず、六百億円を余らせ、二年度は、千三百億円も拠出させて八百億円しか使わず、五百億円も余らせ、二年間で千億が余剰に積み上がっています。にもかかわらず、二〇一八年には企業拠出金の負担額が引き上げられたのです。余りにずさんな執行状況であり、年金特別会計での処理が更にそれを見えづらくしています。

世田谷区など自治体からの指摘を受けて、内閣府は企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会を立ち上げて検証を始めましたが、こうした実態はいまだ未検証です。企業主導型保育は、安倍総理の肝いりで、経済界からの支援を仰

いでハードの増設を急がせたものですが、その運営や保育人材確保に当たっては、内閣府としてしっかりと子供の保育に責任を持つ体制もないままに今日まで来ています。

今回の無償化も、多くの論点も積み残したまま、消費税増税の負担軽減の手段であるかのように、その実施が急がれています。子供たちの時間も子育ての時間も二度と戻りません。ここで立ちどまり、選挙目当てではなく、子どもの権利条約にのっとった、子供にとって最善の保育や教育のあり方を徹底論議すべきときと考えます。

問題山積みの子ども・子育て支援法改正案であることを強調し、以上、私の反対討論といたします。(拍手)

○議長(大島理森君) 長坂康正君。

(長坂康正君登壇)

○長坂康正君 自由民主党の長坂康正です。

私は、自由民主党を代表し、ただいま議題となりました政府提出、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案に賛成の立場から討論を行います。(拍手)

我が国が直面する最大の課題は、申すまでもなく少子高齢化問題であります。活力ある経済社会を構築し、元氣あふれる地域社会を創生していくためには、お年寄りが安心して生活できるようにするだけではなく、子供たちが健やかに成長していけるような環境づくりが肝要であります。

しかし、若い世代の方々とお話をいたしますと、子育てや教育に係る費用の負担ゆえに子供を産むことをためらうという声も聞きます。経済的な理由で子供が産めず、少子化が進み、日本の社会が衰退してしまうとすれば、ゆゆしき事態であります。また、経済的な理由で生涯にわたる人格形成の基礎を培っている幼児教育が十分に受けられない子供がいるとすれば、深刻な問題であります。

我が国は人生百年時代に移行しつつあります。その基盤はいまだ脆弱であると言わねばなりません。今こそ、子育て世代や子供たちに大胆に政策資源を投入し、子供を産み育てやすい国へと転換をさせ、将来にわたって安定した社会を構築することを目指すべきであります。

安倍内閣は、平成二十六年以降、幼児教育、保育の段階的無償化に取り組んできましたが、今回、これを一気に加速し、消費税という安定財源を用いて、三歳から五歳までの全ての子供たちの幼児教育、保育を無償化することといたしました。これは、少子化対策として最重要の政策であるとともに、一昨年の総選挙で国民の皆様とお約束をした政策であり、我々は、責任を持つて、しっかりと実行に移していかなければなりません。

なお、無償化よりも待機児童の解消や保育士の処遇改善を先に進めるべきという意見もあるようですが、無償化と待機児童解消とは二者択一の問題ではありません。

政府は待機児童の解消を強力に進めており、昨年は待機児童が十年ぶりに二万人を下回っています。幼児教育、保育の無償化の後も着実に待機児童の解消に向けて進めていかなければなりません。

また、保育士の処遇改善も、平成二十五年以降、月額三万八千円に加え、今年度からは新たに月額三千円相当の処遇改善を行うこととしていますが、保育士の方々が保育の現場で安心して働けるような環境づくりも着実に進めていく必要があります。

また、一般の無償化が高所得者優遇になるといった指摘も一部の野党からはありましたが、これまで進めてきた低所得世帯を中心とした無償化の流れ全体を見れば、当を得ていないことは明白であります。

ゼロ歳から二歳までの子供たちについては住民子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案

税非課税世帯を対象に無償化が進められますし、待機児童問題により、やむを得ず認可外保育施設に通っている子供たちについても、無償化の対象となっており、このように公平性にも十分配慮した制度設計となっております。

いずれにせよ、政府には、無償化を実施するとともに、引き続き待機児童の解消に全力で取り組んでいただくことを求めたいと思います。

さらに、地方自治体からも、この無償化を本年十月から円滑に実施するために、一日も早い法案の成立を求める声が日に日に強まっております。

何とぞ多くの議員の皆様のお賛同を賜りますようお願いを申し上げ、私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(大島理森君) 塩川鉄也君。

(塩川鉄也君登壇)

○塩川鉄也君 私は、日本共産党を代表して、子ども・子育て支援法改正案に反対の討論を行います。(拍手)

第一に、本法案は消費税増税を発端としたものです。

安倍総理は、総選挙を前にした二〇一七年九月、消費税一〇％増税の使途変更を理由に、幼児教育の無償化を持ち出し、解散・総選挙の口実としました。消費税は低所得者ほど負担が重くなる逆進性を持つ税であることは、総理自身認めています。保育料は既に所得に応じて段階的になっており、住民税非課税の一人親世帯などでは保育料は免除されています。このような世帯では、無償化による恩恵はなく、消費税増税が重くのしかかるだけあります。消費税増税を財源にすることで低所得者層へ重い負担を押しつけることは認められません。

第二に、幼児教育の無償化措置は、教育、子育ての切実な願いを逆手にとり、増税と引きかえに、総理の一言で、まさに党略的に決められたものであります。

のであります。

質疑の中で内閣府が検討の場はなかったと答弁したように、制度としての十分な検討が行われたものではありません。だから、経過措置期間の五年間は、保育士が一人もいないような施設も給付対象とし、是正すべき指導監督基準以下の施設を容認するなど、制度として矛盾だらけです。

認可外保育施設への児童福祉法に基づく立入調査は、現在でも六八％しか行われておりません。無償化によって調査対象は一・七倍にふえます。これに対し、厚労省は巡回支援指導員をふやすと言いますが、巡回支援指導員は児童福祉法に基づく指導監督を代替できるものではありません。このことは厚労省も認めざるを得ませんでした。指導監督体制の強化なしに、安心、安全な保育を保障することはできません。

また、法案は、これまで保育料に含まれていた三から五歳児の給食おやつ費を施設側に徴収させることとしています。保育の一環である給食の費用は公費で負担すべきであり、給食費の実費化は公的保育制度を後退させるものです。

第三に、公立保育所を更に減らし、問題が相次ぐ企業主導型保育事業を拡大させようとしていることです。

公立保育所数は、地方行革の押しつけ、運営費、整備費の一般財源化によって、この二十年間で三割も減少しています。今回の無償化措置は、私立保育所には国から二分の一補助が出るのに比べ、公立保育所は市町村の十割負担です。公立保育所の廃止、民営化を一層加速させることは明らかです。

一方、この間、急拡大してきた企業主導型保育は、突然の閉園や助成金の不正受給、七五％の施設で基準違反が見つかるなど、問題が相次いでいます。助成決定を行う児童育成協会の審査で、現地確認は、約二千六百施設のうち、わずか六件で

す。審査はたった五人で年三回の会議で行うというのが実態です。慎重な審査が行われているとは到底言えません。

企業主導型保育は、仕組み上、認可施設にならない施設であると内閣府も認めました。にもかかわらず、政府は、子育て安心プランで、企業主導型保育を待機児童の受皿として組み込み、推進してきました。企業主導型保育を今回の無償化の対象とすることによって、市町村が設置、監査に關与せず、認可基準以下で整備、運営ができる企業主導型保育が拡大するのは目に見えています。

公立保育所を減らし、企業主導型をふやすことが何をもたらすのか。結局、認可保育所による、自治体の保育実施義務に支えられた公的保育制度を大きく後退させるだけではありませんか。断じて認められません。

最後に、緊急にやるべきは、待機児童解消であり、そのための公立を含む認可保育所の増設と保育士の抜本的な処遇改善です。

政府の対応は、保育の受皿整備は問題だらけの企業主導型を推進するだけ、保育士不足の要因である低賃金、長時間・過密労働の実態調査すら行っていないで、これでどうして保育士の処遇改善ができるでしょうか。

保護者と保育関係者の安心、安全な保育をという願ひに応えるためには、保育の質、量の確保をしながら、保護者の負担軽減を進めるべきことを強調し、討論を終わります。(拍手)

○議長(大島理森君) 岡本三成君。

(岡本三成君登壇)

○岡本三成君 公明党の岡本三成です。

私は、公明党を代表し、ただいま議題となりました法律案につきまして、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

今回の改正案は、今日の日本における最大の課

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案

題である少子化を克服するため、本年十月に予定されている消費税率引上げの財源を活用し、本年同月より、三歳から五歳までの全ての子供たちと、ゼロ歳から二歳までの住民税非課税世帯の幼児教育、保育を無償化しようとするものであります。

これは、幼児教育が生涯にわたる人格形成の基礎やその後の義務教育の基礎を培う重要性に鑑み、幼児教育に対する保護者の費用負担の軽減を図ることによって少子化対策の一層の推進を図るものであり、小学校、中学校九年間の普通教育無償化以来、実に七十年ぶりの大改革となるものであります。

公明党は、二〇〇六年に発表した少子社会トータルプランで幼児教育の無償化を掲げ、一人親世帯や多子世帯を中心に、財源を見つけながら段階的に対象を拡大させ、今日まで着実に保護者の教育費負担の軽減を実現してまいりました。

我が党が昨年実施した百万人訪問調査では、全体の七割以上の方々が教育費の経済的負担に關して何らかの不安を抱えていることが明らかとなりました。また、国立社会保障・人口問題研究所が二〇一五年に発表した調査結果で、二十代、三十代の若い世代に理想の子供の人数を持たない理由を聞いたところ、子育てや教育にお金がかかり過ぎるからが最大の理由でした。このような結果から、これまで公明党が取り組んできた教育費負担の軽減に対する二一ズの高さが改めて明らかとなりました。

今回の幼児教育、保育の無償化は、子供たちの未来に対して国全体で責任を持つ政策として、極めて大きな意義を持つものと考えています。

我が党は、これまで、無償化の対象施設として、幼稚園、認定保育所、認定こども園のほか、認可外保育施設や幼稚園の預かり保育、さらには

通園や入所による障害者の発達支援も無償化の対象にすることを主張してまいりました。そして、本法案にはそれがしっかりと反映しており、評価できるものと考えております。

一方、今後、特に認可外保育施設等における質の確保、向上に向けた取組が一層重要となります。乳幼児期の保育、教育は、生涯にわたる人格の基礎を築く重要なものです。今回の無償化を好機として、五年間の間に、自治体と連携し、基準を満たすように導き、さらに、認可施設へと移行できるように、政府は質の確保、向上に向けて総合的な対策を実施していくべきであると考えています。

また、幼児教育、保育の無償化よりも待機児童の解消を優先すべきだという声もあります。政府は、我が党の主張を踏まえて、二〇一七年までの五年間で五十三万五千人分の保育の受皿を拡大してきたところですが、内閣委員会での附帯決議にもあるように、政府には引き続き施設の整備や保育士の処遇改善を進めていただきたいと考えています。幼児教育、保育の無償化と待機児童の解消は二者択一ではありません。どちらも最優先で取り組むことが重要です。

本格的な少子高齢化、人口減少社会の到来という構造変化の中で、子供に対する教育支援のいかに日本の未来は決まると言っても過言ではありません。教育への投資は未来への投資です。そして、一人の子供をどこまでも大切に、無限の可能性を開くことは政治の責任であります。

子供の幸福こそ教育の目的です。公明党は、全ての子供たちの幸福を目指し、安心して子育てができる環境を整えるために、今後も全力で取り組むことをお約束いたします。私の賛成討論とさせていただきます。(拍手)

○議長(大島理森君) 浦野靖人君。

(浦野靖人君登壇)

○浦野靖人君 日本維新の会の浦野靖人です。

私は、我が党を代表して、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案について、賛成の立場から討論いたします。(拍手)

冒頭に、まず、統一地方選挙前半戦、皆様お疲れさまでした。悲喜こももてではあったと思いますが、自分たちの政策を有権者の皆様に御理解をいただいたく選挙は後半戦もあります。ぶれることなく、しっかりと戦ってまいりましょう。

私の地元大阪は、二重行政はないと言わしめるほど大阪府、大阪府が一枚岩となり、大阪の発展を牽引してきました。大阪府知事、大阪市長の人間関係で維持されているパトチャル大阪都構想を制度化する試みを進めてほしいという民意を真摯に受けとめ、おごることなく前へ進めてまいります。

それでは、討論に入ります。

我が党では少子化対策として憲法改正による教育無償化を挙げており、幼児教育の一部無償化は、現役世代に向けた社会保障の充実という点でも、意義のある政策であると考えます。

しかしながら、保育を始めとした幼児教育は、本来、住民に近い基礎的自治体が地域の実情に合わせて独自のサービスを展開すべきであり、国による画一的な制度設計にはなじまないと考えます。自治体に権限と財源を移譲し、地域の創意工夫で住民サービスの向上に努めるのが本来の姿です。

全国市長会からは、本法案の内容に対する反対意見やベビーシッターに関する基準を整備してほしいという要求が上がつていますが、現場において発生するさまざまな課題に対しては、国ではなく、それぞれの自治体が状況に応じて判断し、対

応可能なスキームが求められているのではないでしようか。

統治機構改革の観点からも、保育を始めとした幼児教育については、抜本的に国、地方の役割見直しが必要であると考えます。

また、我が党は教育無償化に必要な財源は行財政改革による財源の捻出を主張していますが、政府では身を切る改革もなく、国民に景気回復の実感もない中で、消費増税により無償化を進める姿勢には疑問を感じざるを得ません。

今回の無償化により、保育二一ズのますますの伸びが予想されますが、待機児童問題や保育士不足の問題が解決されているわけではありません。保育士の処遇については以前から課題となっており、処遇改善に向けてさまざまな取組が進められているところですが、離職率の高さや平均勤続年数に大幅な改善は見られないのが実態です。

保育二一ズに応えるため、派遣事業者を利用し保育士確保が行われているケースも散見されますが、派遣事業者が介入することにより、本来解決しなければならぬ保育士の処遇改善という目的が二の次になっていることは、保育園経営に携わる一員として、じくじたる思いをしております。

保育士確保のために費やされる予算が本来の趣旨に充当されるよう、その制度運用について、政府としてもしっかりと実態を把握する必要があることを申し上げておきます。

また、質の高い保育が提供されるためには、監査が適切に行われることが必要です。自治体における監査体制は質、量ともに十分ではないことから、国として実効性のある監査に必要な支援の推進を求めます。

安倍総理は、新三本の矢として希望出生率を一・八にするという目標を掲げていますが、出生率の低下に歯どめはかからず、とうとう出生率は、昨年、九十二万人まで下がりました。しかし

ながら、今回の幼児教育無償化は、どの所得階層においても教育負担の軽減が希望する数の子供を持つインセンティブとなるというエビデンスに基づくものであり、我が党としても効果を期待するところです。

昨年からことしにかけて、児童虐待による痛ましい事件が続く、子供を守る仕組みが不十分であるという悲しい現実が明らかになりました。

児童相談所問での広域的な情報共有が不十分な実態に対し、全国ネットワークの整備のほか、児童相談所の機能強化に向けた増員や、警察組織や弁護士等との連携強化等、虐待死ゼロに向けて実効性の高い取組を一刻も早く進めなければなりません。今の日本には、命の大切さを叫ぶだけでは解決しない問題が横たわっています。幼児教育の一部無償化だけでなく、社会全体が子供を守ることに、子育て世帯を支援する仕組みを十分に整えていくべきです。

社会全体として子育て世帯を支援していくことが、豊かな未来につながるものと考えます。そのためにも私たち日本維新の会は子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案に賛成という立場を表明いたしまして、私からの討論といたします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)
○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(大島理森君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(大島理森君) この際、内閣提出、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。国務大臣麻生太郎君。

(国務大臣麻生太郎君登壇)
○国務大臣(麻生太郎君) ただいま議題となりました金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

預金保険機構の金融機能早期健全化勘定に属する剰余金につきましては、会計検査院の平成二十七年年度決算報告におきまして、適時に国庫に納付したり、預金保険機構の財務の健全性を維持するために活用したりするため、必要な制度を整備するなど抜本的な方策を検討するよう、意見が表示をされております。

また、これまでに、衆議院本会議及び参議院決算委員会それぞれにおきましても、同じ趣旨の議決等がなされております。

本法案は、これらの議決等を踏まえ、預金保険機構の金融機能早期健全化勘定に属する剰余金を活用するため、金融機能早期健全化業務が終了する日より前にもその剰余金を国庫に納付することができるようにすることともに、金融機能早期健全化勘定から金融再生勘定に繰入れをすることができるようになるものであります。

以上、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。何とぞ御審議のほどよろしくお願い申し上げます。(拍手)

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(大島理森君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。櫻井周君。

(櫻井周君登壇)
○櫻井周君 立憲民主党・無所属フォーラムの櫻井周です。

立憲民主党・無所属フォーラムを代表して、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案について質問いたします。(拍手)

冒頭、塚田前国土交通大臣のそんな発言と麻生財務大臣の傲慢きわまる政治姿勢について問いたださざるを得ません。

この問題の本質は、森友、加計に続いて、またもや総理とその周辺に利益を誘導する安倍政権の政治姿勢が明らかになったことです。国民の税金を自身の権力維持に使用することは許されません。ほかにも同様の問題が隠されているのではないのでしょうか。森友、加計、安倍麻生道路問題、これらの利益誘導政治を引き続き追及してまいります。

さて、麻生財務大臣は、四月四日の参議院決算委員会、下関北九州道路にどのように取り組んできたのかを聞かれ、その種の話は直接私のところに来たという記憶は最近はなかったと答弁されました。

しかし、昨年十二月十九日に吉田自民党参議院幹事長と、そして二日後の十二月二十一日には山口県知事などの地元首長と会って、要望を受けているではありませんか。その一月前の十一月二十二日には、参議院財務金融委員会が大家議員に下関北九州道路の見解を聞かれて、経済波及効果が極めて大きいのははつきりしていると答弁しています。

平成三十一年四月九日 衆議院会議録第十六号

麻生大臣、これでもまだ記憶はないと言ひ張るのですか。記憶が戻ったかどうか、お答えください。

もう一点、記者会見で塚田元副大臣の辞任について聞かれたときに、麻生財務大臣は、質問に対して、はい、大きな声で言えやと言ひ放ちましたが、記者を半ばおどすような、傲慢不遜きわまる口ぶりだと言わざるを得ません。こんな発言は不遜でも何でもないとお考えなのでしょうか。ぜひ大きな声でお答えください。

景気の現状についてもお聞きします。

最近発表されるさまざまな景気に関する指標は景気の先行きが不透明であることを次々に示しており、総理が喧伝し続けているアベノミクスなるものは果たして成功していると言えるのか、疑問です。新しい判断だの、国難突破だの、言葉だけ躍る政治はもう許されません。

そこで、麻生財務大臣にお聞きいたします。率直に言つて、今でも景気は上昇していると断言できますか。明確に、大きな声で御答弁ください。さて、法案に関する質問に入ります。

本改正案は、早期健全化勘定の剰余金の国庫納付が、勘定廃止時に限定されていたものを、所定の手続を経れば適時行うことができるようにするというものです。

そこで、まず、早期健全化勘定の現状について麻生大臣にお伺いします。早期健全化勘定の利益剰余金は平成二十九年度末時点で一兆六千億円と報告されていますが、昨年度末での早期健全化勘定の利益剰余金と含み損益は幾らでしょうか。

また、今後、株式市場などの市況の変化によつてはこの利益剰余金の金額は変動するものと理解しますが、最悪の場合には利益剰余金の目減りほどの程度になると予測していますでしょうか。また、今年度予算では、早期健全化勘定から八千億円を一般会計に繰り入れることになっていま

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する櫻井周君の質疑

す。一方で、会計検査院の平成二十七年決算報告では、早期健全化勘定において余裕資金が一・一兆円あると指摘しています。なぜ、一・一兆円全額ではなく、八千億円なのでしょうか。麻生大臣に答弁を求めます。

会計検査院による早期健全化勘定の余裕資金に関する指摘は、二年半前の平成二十八年十一月になされています。しかし、八千億円の一般会計への繰入れは今年度を実現することになります。なぜ今年度でもつと早く実現できなかったのか、なぜ今年度になったのか、麻生大臣、理由をお聞かせください。

早期健全化で当初想定されていた業務はおおむね終了することになります。このことを踏まえて、早期健全化法が金融システムの安定にどのように寄与したのか、早期健全化業務の実施による超過コストの有無及び残存する資本増強の処分見直しなど、現時点でどのように評価していますか。

また、早期健全化業務と同様の予防的措置として制度が継続している金融機能強化業務による資本参加制度の効果について、どのように評価していますか。

次に、一般会計に繰り入れられる八千億円の使途についてお伺いします。

一般会計に繰り入れられる資金は一般財源です。しかし、財務省が発表している平成三十一年度予算フレームでは、臨時特別の措置の項目において、預金保険機構からの利益剰余金の繰入金金を八千億円計上するとともに、一般歳出において、中小小売業等に関する消費者へのポイント還元、低所得、子育て世帯向けプレミアムつき商品券など、「消費税引上げによる経済への影響の平準化に向け、施策を総動員」に充当されることになっていきます。

早期健全化勘定の原資は、二十年前の金融機関

救済のために国民の皆様にお願ひをして拠出していただいたものでございます。利益剰余金は、時の政権の都合で実施されるばらまき政策に充当するのではなく、財政健全化に充てるべきと考えます。麻生大臣の見解を求めます。

本改正案は、早期健全化勘定又は金融再生勘定の廃止時に早期健全化勘定の剰余金を金融再生勘定へ繰り入れることを可能とするものです。

そこで、まず、金融再生勘定の現状について麻生大臣にお伺いします。金融再生勘定の欠損金と含み損益は、昨年度末では幾らでしょうか。

また、今後、株式市場などの市況の変化によつてはこの金額は変動するものと理解いたしますが、最悪の場合にはどの程度になると予想していますか。

そして、早期健全化勘定から金融再生勘定への残余の額の繰入れをすることが特に必要と認められる状況とはどのようなケースなのか、御説明ください。

早期健全化勘定と金融再生勘定の間で相殺すると、それぞれの勘定において利益剰余金と欠損金が幾らずつ発生したのか、曖昧にされかねません。むしろ、一般会計と早期健全化勘定との間、一般会計と金融再生勘定との間、それぞれ繰入れ及び繰り出しとすることで会計を明朗にすべきと考えますが、麻生大臣の見解を求めます。

また、金融再生勘定において欠損金の処理が必要となつた場合には、予算措置をとるのでしょうか。

金融再生勘定が保有する株式は、国民負担の最小化と市場への影響の極小化を原則として、平成十八年八月から処分を進めていました。しかし、平成二十年十月に麻生内閣の中川財政金融担当大臣の談話で、総理、すなわち当時の麻生総理のことですが、からの指示を踏まえとして、「政府等が保有する株式売却について、市中売却の一時凍

結を検討・実施する。」としました。

アベノミクスが成功しているというのであれば、市中売却の一時凍結を解除して、株式保有長期化のリスクを解消すべきと考えます。特に、麻生大臣が総理大臣のときに指示したものでございます。麻生大臣、みずからの手で後始末をするべきと考えますが、麻生大臣の見解を求めます。

金融システムの安定は、国民経済の発展に必要不可欠であることはもちろんのこと、この機能が損なわれると、破綻処理には直接的にも間接的にも大きな負担を国民が負うこととなります。

直接的な国民負担としては、金融機能早期健全化法など金融機関の破綻処理で十・四兆円の国民負担が確定しています。

また、間接的な国民負担としては、バブル崩壊による資産価格の下落と金融システム不安が实体经济に悪影響を及ぼしています。そして、バブル崩壊の悪影響は、バブルによる好影響よりもはるかに大きいものとなります。

したがって、バブル発生時期の金融政策上の対応として最も望ましいのは、適切にバブルの行き過ぎを早目に抑制することです。昭和末期のバブルについては、政策当局がバブルの発生を適切に認識できなかった、認知のおくれがあったとの指摘があります。

そこで、お伺いいたします。麻生大臣は、昭和末期のバブルとその後の政策について、どのような教訓を見出していますか。

バブル崩壊後の不良債権のおくれから、金融機関はリスクをとって融資ができなくなり、このことがバブル崩壊後の長期不況につながつたとの指摘があります。ゼロ金利時代が長く続き、金融機関にとつて、企業への貸出しではもはやもうからない状況になっています。貸倒れのリスクを勘案すれば、資金の貸し手としての機能は果たしたくても十分に果たせない、そんな状況になっていま

本来の意味での金融機能の健全化をどのようにして達成するのか、麻生大臣、そのプロセスをお示しください。

これまで、バブルという言葉を使い返して上げてきました。経済現象としてのバブルは何なのかを改めて確認します。

一般には、バブルと言われる現象は、株式や不動産などの資産価格が異常に上昇し続けることです。

本来、資産価格はその資産から得られる収益に基づいて算出されるものであり、その時点では合理的な予想です。しかし、予想の時点では合理的であったとしても、事後的に見れば収益が過大に見積もられていたことが明らかになることがあります。そして、それが明らかになると、バブルが崩壊します。

また、収益性が見込めなくても、高い価格で転売可能であるというふうな期待される場合、すなわち、未来永劫、より高い価格で購入してくれる主体があれば、非合理的に高い資産価格が形成されます。未来永劫ではないということがある時点で明らかになると、バブルは崩壊するという事になります。

こうした観点からすると、現在の債券市場と株式市場では、日本銀行や年金基金積立金など公的資金が買い支えてくれるとの期待から、収益性を度外視した価格が形成されているリスクがあります。

そこで、麻生大臣にお尋ねをいたします。現在がバブルである可能性について、どのように認識していますか。また、そのバブルが崩壊するリスクについて、どのように評価していますか。

もちろん、収益の過大見積りは事後的に明らかになる、すなわちバブルは崩壊して初めてバブルであることが明らかになるものです。しかし、バブルが崩壊してからでは、国民生活に多大なる悪

影響を与えることとなります。政策当局がバブルの発生を適切に認識できない、認知のおくれは避けなければなりません。

時代は平成から令和にかわろうとしています。平成はバブル崩壊の後始末の三十年であったとも言えます。バブルは、その時点では調子がよくとも、その後の反動は大きく、国民生活への多大なる悪影響が生じます。令和の時代には、平成の時代のようなバブル崩壊の後始末に追われるようなことにならないようにしなければなりません。

後になつて悪夢などと言われたいようにすべきですが、悪夢の種は既にまかれてしまっている可能性を指摘させていただき、私からの質問とさせていただきます。

御清聴ありがとうございます。(拍手)
(国務大臣麻生太郎君登壇)

○国務大臣(麻生太郎君) 櫻井議員から、下関北九州道路の答弁、記者会見での発言、景気に関する認識、利益剰余金の取扱ひ等十四問、間違いはいです、十四問お尋ねがありました。

まず、下関北九州道路の私の答弁についてのお尋ねですが、四月四日の参議院決算委員会において、事前に通告することがなく、突然の御質問をいただいた中で、下関北九州道路について、整備を促進する大会に参加するなどの積極的な取組を最近行っていない、予算編成過程において地方公共団体の多くの要望の一つとして陳情を受けたのではないかと趣旨の発言をしております。

このうち、陳情につきましては、その後、正確な事実を確かめたところ、十二月十九日に下関北九州道路の整備促進を図る参議院議員の会から、同じく十二月の二十一日に下関北九州道路整備促進期成同盟会からお話を伺ったことが確認できたことでありまして、いずれにいたしましても、私の答弁にそこはなかったということでありまして、次に、記者会見における私の発言についてのお

尋ねがあつております。お尋ねの私の発言は、質問を明確にするよう記者に促したものであります。

したがって、おどすというようなことなどは全くありませんでしたが、不遜ではないかとの御指摘も踏まえて、今後、発言には注意をいたしかねばならぬと考えております。

現在の景気の認識についてのお尋ねがありました。三月二十日に公表された月例経済報告におきましては、日本の経済の現状について、景気は、このところ輸出や生産の一部に弱さが見られるものの、緩やかに回復をしているとの認識が示されているものと承知をいたしております。

二月と比較をいたしますと、中国経済の減速の影響を受け、輸出及び一部製造業における生産活動に弱さが見られる一方、これまでと同様、雇用並びに所得環境の改善を背景に、消費、設備投資が、いずれも内需を中心とした経済成長が続いており、緩やかに回復をしているという認識は変わっていないと考えております。

次に、早期健全化勘定において、昨年度末の利益剰余金と含み損益は幾らか、今後、最悪の場合、利益剰余金の目減りはどの程度と予測しているかとお尋ねがあつております。

保険機構の昨年度の決算は御存じのようにまだ未確定でありますから、したがって、早期健全化勘定の本年三月末における決算は見込みの数値としかありませんので、利益剰余金は一兆六千億円弱、保有株式の含み益は約百億円の合計一兆六千億円となっております。

議員御指摘の最悪の場合につきましては、これは具体的な内容が必ずしも明確ではありませんが、早期健全化勘定に今後とも留保する必要がある金額約八千億円のうち、早期健全化勘定の業務に必要なものとして、一千八百億円と試算をいたし

ておるところです。

次に、早期健全化勘定から一般会計への繰入額について、一兆一千億ではなく八千億である理由についてのお尋ねがあつております。

会計検査院の意見表示においては、現在の制度のもとで早期健全化勘定に今後発生し得る損失を最大限に見込んで機械的に試算をした約〇・五兆、五千億円を同勘定の利益剰余金約一兆六千億円から控除した残り一兆一千億円を余裕資金として承知をいたしております。

他方、今年度予算における八千億円の国庫納付金に關しましては、まず、早期健全化勘定に今後とも留保する必要がある金額について、過去の実績も参考にさせていただきながら、早期健全化勘定の業務のための留保する必要がある金額約一千八百億円と、今回提案をいたしております法律改正が行われた場合、金融再生勘定の業務のための留保する必要がある金額約六千二百億円、合わせて約八千億円と試算したものであります。

その上で、早期健全化勘定の利益剰余金約一兆六千億円からこの八千億円を差し引くことにより、国庫納付額を算出したものであります。

次に、会計検査院における意見表示を踏まえた国庫納付がなぜ今年度になったのかについてのお尋ねがありました。

早期健全化勘定の利益剰余金の取扱ひにつきましては、平成二十八年十一月の会計検査院の意見表示のほか、平成二十九年の六月の衆議院の本会議及び参議院の決算委員会の議決等を受けて、金融庁におきまして、平成金融危機への対応を進める中、預金等の全額保護のため約十兆四千億円という巨額の国民負担が確定しているといった経緯、また、預金保険機構の他の勘定に欠損金や含み損が発生していること及び金融資本市場の状況等々によりましてその含み損は変動いたしますので、そういったことも踏まえまして、財政当局と

平成三十一年四月九日 衆議院会議録第十六号

も協議をしながら総合的な検討を進めてきたところであります。

このたび、その検討の結果が得られたことから、対応を行うこととしたものでありまして、具体的には、必要な制度整備等々を行った上で、早期健全化目標の利益剰余金のうち八千億円を国庫に納付することにしたものであります。

次に、早期健全化勘定が金融システムの安定にどのように寄与したのか、また金融機能強化業務の資本参加制度の効果についてのお尋ねがあつております。

早期健全化法に基づき、三十二の金融機関に対して約八兆六千億円の資本増強を実施したところであります。これにより、短期金融市場におけるジャパン・プレミアムの鎮静化を通じて、金融システムに対する懸念の払拭に寄与したものと考えております。

その結果として、資本増強を通じて取得した優先株式等の処分及び配当等により、これまで一兆六千億円の利益剰余金が発生をいたしたところであります。

なお、現在も早期健全化勘定で保有する株式の処分の見直し等については、個別銀行の資本政策や、また金融資本市場の状況等にかかわる事項であり、その見直しを申し上げることは困難であります。

また、金融機能強化法は、国の資本参加を通じて、金融機関が金融仲介機能を発揮するのに十分な資本を確保するという枠組みであります。この法律に基づきまして、これまで地域銀行十六行及び協同組織金融機関十四先に対して、合計六千八百九十三億円の資本参加を実施したところであります。

こうした中、これらの金融機関において、中小企業に対する信用供与及び経営改善支援に係る計画値を掲げ、またこれらの具体的な方策を策定し取り組んでおり、結果として中小企業向け融資が

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する櫻井周君の質疑

八

ふえるなど、同法の趣旨を踏まえた対応により、一定の効果が生じていたものと考えております。

次に、預金保険機構からの国庫納付と財政健全化への取組についてのお尋ねがあつております。本年十月に予定される消費税率の引上げに際しまして、前回の引上げの経験を踏まえ、プレミアムつき商品券など、経済的影響を平準化するための十二分の対策を講じることとし、預金保険機構からの国庫納付を含む臨時の収入は、こうした臨時特別措置の財源としてお示しをいたしております。

先生御指摘のとおり、債務の返済につきましては、財政健全化の取組が重要であるということには言うまでもありませんが、こうした臨時の財政も用いて経済への影響を平準化しつつ、消費税率を引き上げ、持続的な経済成長の実現と財政健全化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、金融再生勘定において、昨年度末の欠損金と含み損益は幾らか、今後、最悪の場合、この金額がどの程度になると予想しているか、早期健全化勘定から金融再生勘定へ残余の金額を繰り入れることが特に必要と認められる状況とはどのようなケースかとのお尋ねがあつております。

預金保険機構の昨年度の決算は未確定でありますため、金融再生勘定の本年三月における計数は見込み数値ということになりますが、欠損金は約二百億円、保有株式の含み損は約一千四百億円、合計一千六百億円となっております。

議員御指摘の最悪の場合につきましては、具体的な内容が必ずしも明らかではありませんが、金融再生勘定で保有する株式の処分等々によつて、金融再生勘定を廃止する際に損失が発生している状況等が想定をされるということだと思ひます。

こうした場合には、早期健全化勘定から金融再生勘定へ残余の額を繰り入れることが特に必要と認められると思ひます。具体的には、早期健全化

勘定に今後も留保する必要がある金額約八千億円のうち、金融再生勘定の業務に必要なものとして、約六千二百億円と試算をいたしておるところであります。

次に、早期健全化勘定から金融再生勘定への繰入れ規定整備の妥当性等についてのお尋ねがあつております。

平成二十八年の十一月の会計検査院の意思表示や平成二十九年六月の衆議院本会議及び参議院決算委員会の議決等は、早期健全化勘定の利益剰余金について、適時に国庫納付することのみならず、預金保険機構の財務の健全性維持に活用することを求められております。

今回、これらの議決等を踏まえまして、早期健全化勘定から金融再生勘定への繰入れ規定の整備を行うことといたしております。両勘定の明瞭な会計を維持するため、金融再生勘定の廃止の際の繰入れは、同勘定の債務超過の範囲内に限定するなどの措置を講じているところであります。

また、早期健全化勘定に今後も留保する必要がある金額につきましては、金融再生勘定の廃止の際に国民負担が生ずることがないように、金融再生勘定の今後の業務におけるリスクも十分に考慮した上で試算したものと考えております。

次に、金融再生勘定の保有株式の処理についてのお尋ねがありました。

預金保険機構は、旧長銀、旧日債銀から買い取りました株式について、平成十八年八月から、国民負担の最小化及び市場への影響の極小化の原則のもと、おおむね十年をめどに処分を開始しましたが、平成二十年九月のリーマン・ショックの後

の急激な株価の下落等を受けて、同年十月から、上場株式の処分を原則として停止をいたしております。

上場株式の処分の再開につきましては、その含み損益の状況に加え、多額の株式の処分が市場に

不測の影響を与えるということがないなど、金融資本市場の動向を踏まえつつ、今後、適切に判断してまいりたいと考えております。

バブルとその後の方策からの教訓についてのお尋ねもあつております。

バブル崩壊後、株価などの資産価格の大幅な下落や大手金融機関の破綻等から実体経済が大きな影響を受けたのは御存じのとおりです。

こうした実体経済に大きな影響を与えるリスクが顕在化しないよう、経済金融市場の動向を精緻かつリアルタイムにモニタリング、観察し、金融システムの潜在的リスクや将来の健全性に課題のある金融機関の経営課題をあらかじめフォワードルッキングに分析、特定することが重要と考えておりまして、金融庁といたしましては、引き続き適切な対応を行つてまいりたいと考えております。

次に、金融機能の健全化をどのように達成していくのかについてのお尋ねがありました。

人口減少や低金利、超低金利環境の継続などを背景に、金融機関をめぐる経営環境は厳しい状況が続いておりますのは御指摘のとおりです。

金融庁としては、金融機関が、現状のような厳しい経営環境のもとでも、例えば、適切なアドバースやファイナンスを提供することで企業の生産性向上を図り、経済の発展に貢献することなどを通じて、持続可能なビジネスモデルをみずから構築することが重要だと考えております。

金融庁としては、適切なモニタリングを通じて金融機関の自主的な取組を促していくとともに、そうした取組をサポートするため、業務範囲に関する規制緩和などの環境整備に引き続き努めてまいりたいと考えております。

最後に、現状の金融市場がバブルである可能性についてのお尋ねがありました。

債券市場、また株式市場において、経済や企業

のファンダメンタルズ、その見通し等に関する投資家のさまざまな見方とか取引ニーズなどに基づいて価格が形成されるものでありますのは御存じのとおりで、現状の債券価格や株価がファンダメンタルズから大幅に乖離した、いわゆるバブルであるか否かを当局として一概に申し上げるということは困難であります。

いずれにしても、金融市場の動向につきましても、日本経済や金融システムに深く影響するものであり、先ほど申し上げたとおり、注意深くモニタリングをいたし、適切な対応を行ってまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(大島理森君) 近藤和也君。

〔近藤和也君登壇〕

○近藤和也君 石川県能登半島の近藤和也です。「つこう、新しい答え。」、国民民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして質問いたします。(拍手)

初めに、塚田一郎前国土交通大臣のいわゆるそんなく発言について、麻生大臣に伺います。

塚田氏は、かつて麻生大臣の秘書を務め、御本人も筋金入りの麻生派だと豪語しておられます。その塚田副大臣から、下関北九州道路の事業化調査予算について、私は物わかりがいい、すぐそんなくする、わかりましたと応じたという驚くべき発言が飛び出しました。

森友学園事件を始めとする最近の政府の不祥事でも、安倍総理へのそんなくがあったのではないかと、このことが大きな焦点となりましたが、塚田副大臣の発言は、まさに政府全体にそんなくムードが蔓延していることをあらわにしたものと言えます。

先日、平成三十一年度予算が成立しましたが、ほかにもこのようなそんなく予算、利益誘導予算

が紛れ込んでいるのではありませんか。財務省としては、予算をもう一度厳しくチェックし、そんなく予算、利益誘導予算がないかどうか査定し直すべきではないですか。麻生大臣に伺います。

このような欠陥予算を審議させられた国会としても、今回の発言は到底看過できるものではありません。もう一度予算を出し直し、審議をやり直さよう求めます。

それでは、本題に入ります。

現在の経済金融政策が始まって、はや六年以上が過ぎました。最近では、毎度の物価上昇の目標達成見送りの、プライマリーバランス黒字化先送りについても、あきれて驚きもしないようになりました。

確かに、株価が上がり、企業収益が上がり、税収もふえていきます。総理の言うように、ファクトが大事なのはそれとありますが、都合のいい部分だけがファクトではありません。実質賃金はマイナス、実質消費もマイナス、貯蓄ゼロ家庭が三割増加等、政権にとっての不都合な部分も含めてこそそのファクトであり、それを踏まえて政策を議論する必要があります。

総理は、前の政権を指して、悪夢という表現を使いました。本当にそうなのでしょうか。

日経平均が七千円を割ったのは麻生政権下です。政権交代直後の年度税収は九兆円以上下振れました。百年に一度の経済不況と言われたリーマン・ショック後の世界的な不況の中、ギリシャ・ショック、ユーロ危機、アメリカの財政の崖問題など、国外要因だけでも大変厳しく、当時の麻生総理も言われた全治三年と表現される中、経営者も労働者も行政関係者も含めて、必死に頑張つてこられました。

その努力を、総理が悪夢という表現を使われるのは、こういった方々の努力を愚弄するものです。一国の総理として、いかに政敵を憎いと思つても、品格が問われると言わざるを得ませんし、

適切とは思えません。

そこで、麻生大臣に伺います。

リーマン・ショック時、総理であり、立て直しの尽力された当事者として、この悪夢という、安倍総理が表現されたことについてどのように感じたか、さらには、総理経験者として、一国の総理が政敵を指して悪夢という表現が今後使われることが適切と考えるか、御所見をお願いいたします。

一九九八年、健全化法並びに再生法が成立したときこそが、金融機関のみならず、日本社会全体を脅かす本当の悪夢でした。私は、その清算へ向けた議論が今できることはありがたいことだと感じていますが、同時に、現状の経済金融政策の先にまた悪夢がやってくる可能性があることを恐れています。

ドレッシング買いとは、自分の損益をよく見せる目的で保有銘柄を買い上げるといふものです。優しい言い方をすればお化粧買い、厳しい言い方をすれば粉飾です。今回の法律はドレッシング、このみずからの政権の姿を美しく見せる行為とも見てとれます。

今年度予算においても、国債発行額が減つたと総理は豪語されています。しかし、この約一兆円の縮減は、本法律案を前提とした預金保険機構からの八千億円の国庫納付と平成二十九年度の決算剰余金約二千億円に依存した結果にすぎません。

そもそもとして、政権交代以降、国債発行額の縮減は、消費税の増税による増収分や無理に無理を重ねてきた金融政策の結果が多くを占めます。税収はふえています、その分、日銀は国債やETFなどを爆買い、年金機構で株式保有を倍増させ、無理やり経済の体温を上げたにすぎません。豪華な宴会で幾ら盛り上がるが、支払いは必ずやつてきます。アベノミクスはこのコストを全く語っていないことも問題です。

付金八千億円は臨時特別の措置の歳入に計上されており、これに対応する歳出は、軽減税率とキャッシュレス決済のポイント還元との組合せ、別名愚策のコンビネーションや、消費の押し上げ効果が限定された指摘を受けているプレミアムつき商品券の発行など、十月の消費税引上げによる経済への影響の平準化という名のもとに実施するばらまき政策に充てられています。

金融危機から十兆円を超える多大なる損失が発生し、国庫を痛めました。本来なら、政権の人気取りに使うのではなく、素直に国庫に戻すのが筋です。

これらのことを見ると、財政規律、財政再建に本気で取り組んでいるとは到底思えません。財政健全化に本気で取り組むのであれば、みずからの顔を美しく見せるために使うのではなく、今回の利益剰余金も国の借金返済のために使うべきではないでしょうか。麻生大臣に伺います。

本改正案により、早期健全化勘定の利益剰余金の国庫への納付や勘定間の移動が柔軟化されることとなります。しかし、その納付又は移動は、早期健全化勘定の業務において想定される二つのリスク、すなわち、平成二十三年の改正金融機能強化法による東日本大震災への対応に関する損失発生リスクと、本改正案により可能となる金融再生勘定の将来の損失リスクに配慮しなければなりません。

この二つのリスクへの備えは、国庫納付前の早期健全化勘定の利益剰余金一・六兆円から納付八千億円を差し引いた残額の八千億円となります。二つの損失リスクが想定を上回ってしまう場合には、早期健全化勘定に欠損金が発生することになります。これらのリスクをどのように見積もつたのか、留保する水準を決めたのか、麻生大臣の御所見を伺います。

法律上、早期健全化勘定及び金融再生勘定ともに損失補填条項が存在しておりません。

金融再生勘定については、廃止時に欠損金がある場合には、税金で補填することが明らかになっています。金融機関に負担を求めることはないと同時に当時の小泉総理が明言しています。

他方、早期健全化勘定は、勘定廃止時において仮に欠損金が発生した場合の対応が現時点では明らかになっていません。そこで、早期健全化勘定の廃止時に欠損金が発生してしまった場合、どのような対応をとるのかについて、麻生大臣に伺います。

金融再生勘定は、現時点で一・五兆円規模の特別公的管理銀行からの買取り株式を保有しています。この処分は、当初十年をめどとする予定でしたが、既に平成二十年から見合わせています。

世界的な景気拡大と官製相場の合わせわざで上昇してきた株式市場においても、直近で含み損益がゼロというポートフォリオであればなおさら、厳しい株価変動リスクに直面し続ける可能性が高いと想定せざるを得ません。

米国の年内の利上げ見送りに代表されるように、長年好調が続いた世界経済は減速の気配が出ています。年金はさすがにこれ以上の株式の買い増しは難しく、日銀の国債買入れ拡大もこれ以上の拡大は事実上厳しいものがあります。ETFなどの買い増しも、市場のチェック機能、さらには将来的な売却も考えると、買入れ枠拡大などあり得なく、このような官製相場はいつまでも続けられません。

アベノミクスは失敗しました。株価の先行きは不透明です。早目に金融再生勘定の保有株を処理して、含み損を最小限にとどめようという考え方もあると思いますが、麻生大臣の御所見を伺います。

昨年八月、民間調査会社が、銀行百十二行の二〇一八年三期末決算総資金利益やの調査結果を発表しました。マイナス金利等の影響を受け、逆ざやが大手三行を含む十六行と、大変厳しい収益状

況となっています。人口減少社会の中、金融機関の経営環境はますます厳しいものとなることが予想されます。日本の金融システムは大丈夫だろうか。既に採用削減を始めてきている金融機関もありますが、これは当事者の危機感のあらわれでもあります。

こうした状況下では、預金保険機構の財務を健全化し、十分に余裕があるものにするべきと考えます。その上で、本日に国庫に組入れできる部分については、財政健全化に十分に配慮した使い方をすべきです。

バブル、そして崩壊、続いて金融危機、そこからの立ち直り過程は日本が得た教訓です。悪夢を過去のものにしようという出口を探ろうという議論に至ったこと自体はありがたく、大切なことだと考えます。

しかし、現状はどうなのでしょう。この数年間の経済金融政策の結果、美点しか見ず、戦後最長の経済成長と誇っておられる一部の方には夢心地の気分かもしれません。これこそドリームバブルと言つてもいいくらいです。この後、バブルの崩壊、同規模が若しくはそれ以上の悪夢がやってくるかもしれません。

総理、もう前の政権のことを感情的になつて悪夢と言つて身内で盛り上がつても、何も生産性が上がるものではありません。早く夢から覚めて現実に向き合つてほしいと思います。

私たち国民民主党は、「つくり、新しい答え。」のもと、預金者のリスクをしっかりと低減しつつ、プライマリバランスの黒字化を始めとする財政の健全化、さらには今後の金融リスクに備えるためにも一日も早いアベノミクスからの脱却、金融政策の正常化、さらに、その影響緩和対策の準備など、真摯に過去から学び、現実を見詰め、未来を見据えて行動していくことをお約束申し上げます。御清聴ありがとうございます。(拍手)

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する近藤和也君の質疑 一〇

〔国務大臣麻生太郎君登壇〕
○国務大臣(麻生太郎君) 近藤議員から、平成三十一年度予算の内容や預金保険機構の財務の健全性等について、計六問お尋ねをいただきました。まず最初に、平成三十一年度予算の再査定の必要性についてのお尋ねがありました。

塚田前国土交通大臣につきましては、本人が発言を撤回し、謝罪した上で、副大臣の職を辞したものと承知をいたしております。

また、平成三十一年度予算は、本年予算過程において、各事業の必要性等を厳格に精査し、所要額を適正に計上したものであります。その後、衆議院において七十六時間、参議院において六十六時間にわたる充実した御審議をいただき、成立をいたしております。

また、その内容は、全世代型の社会保障への転換に向けた社会保障の充実や防災・減災、国土強靱化などであり、本予算を着実に実施し、少子高齢化を始めとする諸課題に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、総理大臣の自民党大会における発言に対する私の考えについてのお尋ねというのがあります。

一般論として、政治の場において、対立軸を明確にする観点から、一定の批判的な言葉遣いがなされることはあるものだとは承知をいたしております。

御指摘の総理の発言をめぐっては、既に国会において、野党の皆様とのやりとりの中で総理御自身が詳細に述べておられるとおりであり、私から個別にコメントするようなものは特にありません。

次に、預金保険機構からの国庫納付と財政健全化の取組についてのお尋ねがありました。預金保険機構の利益剰余金につきましては、平成二十八年に、会計検査院から、適時の国庫納付

等について検討するよう意見表示がなされ、その後、衆議院、参議院においても同趣旨の議決をいただいたことを踏まえ、今般、国庫納付を行うこととしたものであります。

また、二十九年年度の決算剰余金につきましても、財政法の規定に沿って処理するものであります。

いずれも財源として適切に活用した結果であり、見せかけの国債発行額の減を行っているとの御指摘は全く当たらないと思っております。

こうした中、本年十月に予定をされる消費税率の引上げに際して、前回の経験を踏まえ、プレミアムつき商品券など、経済的影響を平準化するための十二分な対策を講じることとし、預金保険機構からの国庫納付を含む臨時の収入は、こうした臨時特別の措置の財源としてお示しをしております。

先生御指摘のとおり、債務の返済、ひいては財政健全化の取組が重要であることは言うまでもありません。こうした臨時の財源を用いて経済への影響を平準化しつつ、消費税率引上げ、持続的な経済成長の実現と財政健全化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、早期健全化勘定に留保する必要がある金額の水準についてのお尋ねがあつております。

早期健全化勘定に今後も留保する必要がある金額は、早期健全化勘定の業務のために留保する必要がある金額として、東日本大震災を受けて国が資本参加をした東北地方六つの協同組織金融機関に、将来、損失が発生した場合に備えるため、過去の協同組織金融機関の破綻事例を参考に試算した資金など約一千八百億円と、金融再生勘定の業務のために留保する必要がある金額として、旧長銀、旧日債銀から買い取った簿価約一兆五千億円の株式について、日経平均株価が過去十年間における平均的な水準である約一万四千万円まで下落し

たとの仮定を置いた上で、保有する上場株式の含み損を試算するなどして試算をした六千二百億円、合わせまして約八千億円と試算したものであります。

このように、早期健全化勘定に留保する金額は、議員御指摘の二つの損失リスクを十分に勘案したものとっております。

次に、早期健全化勘定の廃止の際に損失が発生している場合の対応についてのお尋ねがあつております。

現行の早期健全化法には、早期健全化勘定の廃止の際に損失が発生している場合の対応に関する規定は設けられておりません。

このため、同勘定の廃止の際に損失が発生し、国民負担が生じることがないよう、早期健全化勘定に今後も留保する必要がある金額について、先ほど申し上げたとおり、過去の実績等を参考にしつつ、将来の損失リスクを十分に勘案した上、約八千億円と試算したものであります。

最後に、金融再生勘定の保有株式の処理についてのお尋ねがありました。

預金保険機構は、旧長銀、旧日債銀から買い取った株式について、二〇〇六年、平成十八年八月から、国民負担の最小化及び市場への影響の極小化の原則のもと、おおむね十年をめどに処分を開始いたしました。二〇〇八年の九月のリーマン・ショックの後の急激な株価の下落等を受けまして、同年十月から、上場株式の処分を原則として停止をいたしております。

上場株式の処分の再開につきましては、その含み損益の状況も踏まえ、かつ、多額の株式の処分というものをを行いますので、市場に不測の影響を与えることがないよう、いろいろな意味で、金融資本市場の動向も踏まえつつ、今後、適切に判断してまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(大島理森君) 森夏枝君。

(森夏枝君登壇)

○森夏枝君 日本維新の会の森夏枝です。

我が党を代表して、ただいま議題となりました金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案について質問いたします。(拍手)

さて、今回、預金保険機構から八千億円もの利益剰余金が税外収入として国庫に組み入れられている中で、政府は、国債発行額を七年連続で縮小したという説明をしていますが、それはあくまで本予算上の話です。決算ベースで見ると、平成二十八年については前年より国債発行額はふえています。それにもかかわらず、赤字国債発行額を小さく見せたいがために、預金保険機構の利益剰余金にまで手をつけ、税外収入として利用する姿勢は理解できません。

税外収入をふやす努力よりも、財政健全化に向け、まずは歳出全体の節減が必要と考えますが、財務大臣の御所見をお伺いいたします。

また、金融庁の調査によると、全国に百六ある地方銀行のうち、半数が本業赤字、二割強が五期以上連続で本業赤字を計上していると報告されております。

地方銀行を取り巻く環境が厳しさを増している中、今後、地方銀行の再編等を進めない限り、地方銀行の生き残りは困難となると考えますが、政府として、具体的にどのような取組を進めるのでしょうか。

地方銀行の経営悪化が深刻であるにもかかわらず、今回の利益剰余金繰入れの判断は整合性を欠いているのではないのでしょうか。金融担当大臣、お答え願います。

会計検査院の平成二十七年決算検査報告において、預金保険機構早期健全化勘定における利益剰余金について、余剰資金の額を把握した上で、当該余剰資金の有効活用として、適時に国庫に納

付したり、預金保険機構の財務の健全性を維持するために活用するため、必要な制度を整備するなど抜本的な方策を検討するようという意見が出ています。

しかし、日銀により平成二十八年二月十六日から導入されたマイナス金利政策の影響は大きく、特に、地方銀行は利益が出せない状況が続いているのが実態です。預金保険機構が巨額な出費をしなければならぬリスクは、現在の金融政策下では拡大していると考えるべきです。

会計検査院は、あくまでも余剰資金である場合の活用を意見として出しているものであって、経済の先行きに不透明感が増す中、また、地銀のさらなる経営悪化の可能性が完全に否定できない中、預金保険機構から国庫に入るに当たつての八千億円という数字はどのような試算に基づくものなのでしょうか。金融担当大臣、具体的にお答えください。

金融機関の破綻に備えるための利益剰余金は、負債性引当金としての性格を持つものであり、経済情勢が不透明な中にある限り、取り崩すのではなく、むしろ維持するべきではないでしょうか。まして、リーマン・ショック級の景気悪化懸念がない限りと消費増税延期に含みを残しているのですから、現時点での国庫への繰入れはやはり矛盾していると言わざるを得ません。

預金残高が約一千兆円にも上っている背景がある中、今回の繰入れが行われるに当たって、そもそも政府としては機構の積立額としての程度の残高が必要とお考えなのでしょうか。金融担当大臣、お答えください。

私たち日本維新の会は、小手先のごまかしではなく、みずから身を切る改革を進めることで必要な行政改革につなげていく努力を続けていくことを約束しまして、私からの質問といたします。御清聴ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇)

○国務大臣(麻生太郎君) 森先生からは、預金保険機構からの国庫納付金等について、計四問のお尋ねがあつております。

まず、預金保険機構からの国庫納付と財政健全化の取組についてのお尋ねがありました。

預金保険機構の利益剰余金につきましては、平成二十八年に、会計検査院から、適時の国庫納付について検討するよう意見表示がなされ、その後、衆議院、参議院におきましても同趣旨の議決をいただいたところであります。

こうした指摘も踏まえ、今般八千億円の国庫納付を行うこととしたものでありまして、新規国債発行額を小さく見せようとするためにとの御指摘は全く当たつていないと存じます。

財政健全化につきましては、経済再生を図りつつ、不断の歳出改革努力、安定的な歳入の確保など、さまざまな取組を継続していくことが重要と考えております。

これらに真摯に取り組むことで、二〇二五年度のプライマリバランスの黒字化を実現し、債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指してまいりたいと考えております。

次に、地方銀行の経営悪化に対する政府としての取組及び今回の利益剰余金の繰入れの判断の整合性についてのお尋ねがあつております。

地域銀行につきましては、厳しい経営環境のもとでも持続可能なビジネスモデルをみずから構築していくということが重要であると考えております。

金融庁としては、適切なモニタリング等々を通じて地域銀行の自主的な取組を促していくとともに、そうした取組をサポートするため、業務範囲に関する規制緩和等の環境整備に引き続き努めてまいらねばならぬと考えております。

また、金融庁として、経営統合は、金融機関が

平成三十一年四月九日 衆議院會議録第十六号

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する森夏枝君の質疑 議長

将来にわたって健全性というものを確保し、地域において適切な金融仲介機能を發揮していくための一つの選択肢であるとは考えております。こうした観点も踏まえて、現在、政府において、地域銀行等の統合に関する独禁法の適用のあり方について検討いたしております。

他方、預金保険機構の早期健全化勘定につきましては、平成金融危機への対応として設けられたもので、廃止時に残余がある場合、当初より国庫納付を予定していたものであります。同勘定の利益剰余金について、適時の国庫納付等の検討を求める会計検査院の意見表示や、衆参両院におけます同趣旨の議決等が行われたことも踏まえ、そのうち八千億円を国庫納付することとしたものであります。

日本の金融システムが総体として安定をしていることや、早期健全化勘定の目的や趣旨などを踏まえれば、今回の国庫納付が整合性を欠くという御指摘は当たらないと考えております。

次に、国庫納付額八千億円の積算根拠についてのお尋ねがっております。

八千億円の国庫納付額に關しましては、まず、早期健全化勘定に今後も留保する必要がある金額について、過去の実績等を参考にしつつ、早期健全化勘定の業務のための留保する必要がある金額一千八百億円と、今回提案をいたしております法律改正が行われた場合、金融再生勘定の業務のために留保する必要がある金額約六千二百億円を足し合わせて、約八千億円と試算したものであります。その上で、早期健全化勘定の利益剰余金一兆六千億円からこの八千億円を差し引くことにより、国庫納付金を算出したものであります。

最後に、預金保険機構の利益剰余金は、金融機関の破綻に備えておくため、取り崩すのではなく留保すべきではないか、また、預金保険機構の積立額としての程度の残高が必要と考えているの

かとお尋ねがっております。

今回国庫納付することとしたしております早期健全化勘定の利益剰余金は、平成金融危機への対応として政府保証つきで調達をいたしました資金を原資として、金融機関の資本増強を行った結果として生じたものであり、早期健全化勘定の廃止時の残余につきましては、当初より国庫納付を予定していたものであります。

他方、現在では、金融機関が万一破綻をした場合等に備える観点から、預金の定額保護に関する業務等は預金保険機構の一般勘定で、また、金融機関への対応として行う金融機関の資本増強や一時国有化に関する業務などは預金保険機構のいわゆる危機対応勘定で、それぞれ経理をするということとされております。

このうち一般勘定は、金融機関からの預金保険料を収入として、二〇二一年度には五兆円程度の責任準備金を積み立てておくことを当面の目標といたしております。二〇一八年、平成三十年三月末時点で約三兆六千億円の責任準備金を既に計上いたしております。

また、危機対応勘定は、二〇一八年、平成三十年三月末において約三千七百億円の利益剰余金を計上しているほか、不足が生じた場合には、原則として金融業界が負担することとしたしております。

現時点におきまして、日本の金融機関は充実した資本基盤というものを備えており、日本の金融システムは総体として安定しておりますが、万一の場合に備え、預金保険機構に十分な額が積み立てられていると考えておる次第であります。

(拍手)
○議長(大島理森君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十分散会

出席国務大臣

財務大臣	麻生 太郎君
環境大臣	原田 義昭君
国務大臣	宮腰 光寛君
内閣府副大臣	田中 良生君

出席副大臣

○議長の報告

(報告書受領)

一、去る二日、内閣から次の報告書を受領した。
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくシナイ半島国際平和協力業務実施計画の報告

(理事補欠選任)

一、去る三日、文部科学委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 大塚 拓君(理事宮川典子君去る三
日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

門 博文君	宮路 拓馬君
上川 陽子君	金子 俊平君
黄川田仁志君	池田 佳隆君
古川 康君	高木 啓君

環境委員

辞任

武部 新君	大岡 敏孝君
山本和嘉子君	石川 香織君
大岡 敏孝君	武部 新君
石川 香織君	山本和嘉子君

安全保障委員

辞任

熊田 裕通君	宮崎 政久君
篠原 豪君	川内 博史君
前原 誠司君	原口 一博君
下地 幹郎君	串田 誠一君
宮崎 政久君	熊田 裕通君
川内 博史君	篠原 豪君
原口 一博君	前原 誠司君
串田 誠一君	下地 幹郎君

決算行政監視委員

辞任

谷畑 孝君	森 夏枝君
森 夏枝君	谷畑 孝君

議院運営委員

辞任

大隈 和英君	杉田 水脈君
百武 公親君	高木 啓君
杉田 水脈君	大隈 和英君
高木 啓君	百武 公親君

一、去る三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

大西 宏幸君

補欠

木村 弥生君

岡下 昌平君

上杉謙太郎君

金子 俊平君

高村 正大君

神谷 昇君

門 博文君

長尾 敬君

古川 康君

今井 雅人君

岡島 一正君

近藤 昭一君

武内 則男君

上杉謙太郎君

繁本 護君

古川 康君

池田 道孝君

池田 道孝君

長尾 敬君

門 博文君

神谷 昇君

木村 弥生君

大西 宏幸君

高村 正大君

金子 俊平君

繁本 護君

岡下 昌平君

岡島 一正君

今井 雅人君

武内 則男君

近藤 昭一君

法務委員

辞任

神田 裕君

補欠

百武 公親君

黄川田仁志君

津島 淳君

古川 禎久君

齋藤 健君

和田 義明君

三谷 英弘君

齋藤 健君

古川 禎久君

津島 淳君

黄川田仁志君

百武 公親君

神田 裕君

三谷 英弘君

和田 義明君

外務委員

辞任

黄川田仁志君

鈴木 隼人君

辻 清人君

中山 泰秀君

補欠

福山 守君

三浦 靖君

小島 敏文君

堀内 詔子君

三浦 靖君

小島 敏文君

辻 清人君

丹羽 秀樹君

高村 正大君

本村 伸子君

宮本 岳志君

足立 康史君

福山 守君

三浦 靖君

堀内 詔子君

三浦 靖君

丹羽 秀樹君

高村 正大君

本村 伸子君

宮本 岳志君

足立 康史君

福山 守君

三浦 靖君

堀内 詔子君

三浦 靖君

丹羽 秀樹君

高村 正大君

本村 伸子君

宮本 岳志君

足立 康史君

福山 守君

三浦 靖君

堀内 詔子君

三浦 靖君

丹羽 秀樹君

高村 正大君

本村 伸子君

宮本 岳志君

足立 康史君

福山 守君

三浦 靖君

堀内 詔子君

三浦 靖君

丹羽 秀樹君

高村 正大君

本村 伸子君

宮本 岳志君

足立 康史君

福山 守君

三浦 靖君

堀内 詔子君

三浦 靖君

丹羽 秀樹君

高村 正大君

本村 伸子君

宮本 岳志君

足立 康史君

福山 守君

三浦 靖君

堀内 詔子君

三浦 靖君

丹羽 秀樹君

高村 正大君

本村 伸子君

宮本 岳志君

足立 康史君

福山 守君

三浦 靖君

堀内 詔子君

三浦 靖君

丹羽 秀樹君

高村 正大君

本村 伸子君

宮本 岳志君

足立 康史君

福山 守君

三浦 靖君

堀内 詔子君

三浦 靖君

丹羽 秀樹君

高村 正大君

本村 伸子君

宮本 岳志君

足立 康史君

福山 守君

三浦 靖君

堀内 詔子君

三浦 靖君

丹羽 秀樹君

高村 正大君

本村 伸子君

宮本 岳志君

足立 康史君

福山 守君

三浦 靖君

堀内 詔子君

三浦 靖君

丹羽 秀樹君

高村 正大君

本村 伸子君

宮本 岳志君

足立 康史君

福山 守君

三浦 靖君

堀内 詔子君

三浦 靖君

丹羽 秀樹君

高村 正大君

本村 伸子君

宮本 岳志君

足立 康史君

福山 守君

三浦 靖君

堀内 詔子君

三浦 靖君

丹羽 秀樹君

高村 正大君

本村 伸子君

宮本 岳志君

足立 康史君

福山 守君

三浦 靖君

堀内 詔子君

三浦 靖君

丹羽 秀樹君

高村 正大君

本村 伸子君

宮本 岳志君

足立 康史君

福山 守君

三浦 靖君

堀内 詔子君

三浦 靖君

丹羽 秀樹君

高村 正大君

本村 伸子君

宮本 岳志君

足立 康史君

福山 守君

三浦 靖君

堀内 詔子君

三浦 靖君

丹羽 秀樹君

高村 正大君

本村 伸子君

宮本 岳志君

足立 康史君

福山 守君

三浦 靖君

堀内 詔子君

三浦 靖君

丹羽 秀樹君

高村 正大君

本村 伸子君

宮本 岳志君

足立 康史君

福山 守君

三浦 靖君

堀内 詔子君

三浦 靖君

丹羽 秀樹君

高村 正大君

本村 伸子君

宮本 岳志君

足立 康史君

福山 守君

三浦 靖君

堀内 詔子君

三浦 靖君

丹羽 秀樹君

高村 正大君

本村 伸子君

宮本 岳志君

足立 康史君

福山 守君

三浦 靖君

堀内 詔子君

三浦 靖君

丹羽 秀樹君

高村 正大君

本村 伸子君

宮本 岳志君

足立 康史君

福山 守君

三浦 靖君

堀内 詔子君

三浦 靖君

丹羽 秀樹君

高村 正大君

本村 伸子君

宮本 岳志君

足立 康史君

福山 守君

三浦 靖君

堀内 詔子君

三浦 靖君

丹羽 秀樹君

高村 正大君

本村 伸子君

宮本 岳志君

足立 康史君

福山 守君

三浦 靖君

堀内 詔子君

三浦 靖君

丹羽 秀樹君

高村 正大君

本村 伸子君

宮本 岳志君

足立 康史君

福山 守君

三浦 靖君

堀内 詔子君

三浦 靖君

丹羽 秀樹君

高村 正大君

本村 伸子君

宮本 岳志君

足立 康史君

福山 守君

三浦 靖君

堀内 詔子君

三浦 靖君

丹羽 秀樹君

高村 正大君

本村 伸子君

宮本 岳志君

(議案付託)

一、去る二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一号)

日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第二号)

以上二件 外務委員会 付託
農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第二三三号)

農林水産委員会 付託
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)

国土交通委員会 付託
一、昨八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律案(内閣提出第二四号) 国土交通委員会 付託

(質問書提出)

一、去る二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

本年四月二十七日から五月六日までの十連休における診療報酬の休日加算に関する質問主意書(松原仁君提出)

幼稚園類似施設に関する質問主意書(早稲田タ季君提出)

ピアサポーター研修に関する質問主意書(早稲田タ季君提出)

一、去る三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

私立学校法第三十八条第七項の役員に配偶者又は三親等以内の親族を一人を超えて含んではないという規定に関する質問主意書(初鹿明博君提出)

一、昨八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

希少野生動植物を守るための科学委員会に関する質問主意書(早稲田タ季君提出)

国内希少野生動植物種の選定に関する検討会に関する質問主意書(早稲田タ季君提出)

平成三十年年度絶滅のおそれのある野生生物の選定・評価検討会に関する質問主意書(早稲田タ季君提出)

(答弁書受領)

一、去る二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員長島昭久君提出イージス・アショアに関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出幼児教育無償化と待機児童解消の政府の取組の整合性等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出毎月勤労統計調査における共通事業所の実質賃金算出方法等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員早稲田タ季君提出幼稚園における特別支援教育への支援に関する質問に対する答弁書

衆議院議員早稲田タ季君提出帰国技能実習生フォローアップ調査に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出マイキン調査の上振れ要因に関する再質問に対する答弁書

平成三十一年三月二十二日提出
質問 第一〇七号
イージス・アショアに関する質問主意書

提出者 長島 昭久

イージス・アショアに関する質問主意書

イージス・アショア導入については、イージス・システムを陸上に配備することによって、わが国全域をカバーする効果的な弾道ミサイル防衛網が構築され、抑止力が向上すること、その結果、国民の生命及び財産を守る機能が強化され、さらに陸上配備によって自衛隊の勤務体制が改善されることを期待する。ただし、実際の導入に当たっては懸念もあることから、以下の諸点について質問する。

一 全般について
イージス・アショアは二基配備される予定と理解しているが、一基目が初期運用能力を取得する時期は何年度になると見込んでいるのか。

二 LMSRRについて
(1) 今般防衛省により選定されたリーダーはロッキード・マーチン社製のLMSRRであると承知している。LMSRRは、米軍の兵器調達プロセスにおいて、正式に開発段階に入ることの意味する認定事業(broadhead, lead)には至っていないと聞く。完成品を輸入する対外有償軍事援助(FMS)調達方式によって、防衛省がLMSRRを選定するに当たり、この点についてのリスクはどのように評価されたのか。

(2) LMSRRは、本来、米国の本土防衛用弾道ミサイルシステムのリーダーであるLRDRの技術を転用して開発中と承知しているが、他方で、選定されなかったレイセオン社製のSPY-6は最終試験を終え、二〇二〇年には配備されるという報道もある。既に開発が終わった装備品ではなく、取って開発途上のものを選定することのメリット及びリスクをどう考えるのか。例えば、開発の遅れが生じたり、期待した成果が得られない場合に備えて、どのような対策を講じているのか。また、何らかの対策を講じているとして、政府はその対策の実効性をどのように担保するのか。

(3) 防衛省の資料によると、LMSRRは、「経費面で高い評価を得ている。低価格を実現しようとするれば、部品等の量産が必須になると考えるが、米国内の調達数はもちろん、多くの国の様々な軍種で採用されていることが取得価格の低減に資すると考える。他にどのような国や軍種がLMSRRを採用しているのか。

(4) 量産体制に移行するには、様々な実射試験が必要となり、それに伴い相応の費用も発生するものと理解しているが、LMSRRが量産体制に移行するまで、どの程度の費用が必要になると見積もっているのか。ハワイに新たに試験施設を建設するとの報道があるが、その費用も「調達経費」に算入されることになるのか。

三 イージス・ソフトウェア及び試験について
(1) 米軍の最新鋭イージス艦は、イージス・システムのソフトウェアとして、最新型の「ベースライン10」を採用すると理解しているが、わが国のイージス・アショアでは、「ベースライン9」という一世代前のバージョンを採用すると聞く。米軍アセットとの緊密な連携に基づく我が国の統合防空ミサイル防

衛(IAMD)システムの整備の必要性に鑑み、ちぐはぐな印象が否めないが、最新の「ベースライン10」を採用しない合理的な理由は何か。

(2) 日本のイージス・アショアを実際に配備するに当たっては、迎撃試験等が必要となると理解している。迎撃試験は、どこで実施されるのか。既に配備が完了しているルーマニアや二〇二〇年に配備予定のポーランドのイージス・アショアは、ハワイにおいて迎撃試験が行われたと承知しているが、この経過及び成果に対し、防衛省はどのように評価しているのか。

右質問する。

内閣衆質一九八第一〇七号
平成三十一年四月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員長島昭久君提出イージス・アショアに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員長島昭久君提出イージス・アショアに関する質問に対する答弁書

一について

我が国に配備する予定の陸上配備型イージス・システム(以下「本件イージス・システム」という。)については、できる限り早期にその運用を開始することができるよう、平成三十一年度から約五年間でその本体やこれに搭載するレーダーであるLMSSRを製造した後、これらの性能の確認や設置等の作業をできる限り速やかに行う予定であるが、具体的な運用開始時期については、米国との調整の状況等にもよるものであるため、その見込みも含め、現時点においてお答えすることは困難である。

二の(1)について

御指摘の「米軍の兵器調達プロセスにおいて・・・認定事業(program of record)には至っていない」とことについての「リスク」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、本件イージス・システムに搭載するレーダーの選定に当たっては、公正性及び公平性を担保しつつ、性能、費用等を踏まえて最適なレーダーを選ぶ観点から、米国防省ミサイル防衛庁及びロッキード・マーティン社から提案のあったLMSSRと同庁から提案のあったSPY-6について、それぞれ「基本性能」、「後方支援」、「経費」及び「納期」の四つの要素で分析した上で評価を実施し、その結果、総合的な評価がより高かったLMSSRを選定するに至ったものである。

なお、本件イージス・システムの本体については、米国の有償援助により調達することとしているが、他方で、これに搭載するLMSSRについては、一般輸入により調達することとしている。

二の(2)について

本件イージス・システムに搭載するレーダーとしてのLMSSRの選定については、二の(1)について述べたとおり、「納期」も含めて分析した上で評価を実施した結果を踏まえたものであり、前段のお尋ねのように、「敢えて開発途上のものを選定すること」としたものはない。

また、中段及び後段のお尋ねについては、開発の遅れ等の仮定を前提としたものであるため、お答えすることは差し控えたい。

二の(3)について

現時点において、陸上配備型イージス・システムに搭載するレーダーとしてLMSSRを採用する旨を公式に発表している国は、我が国以外にないものと承知している。

なお、LMSSRは、米国が二千二十一年にアラソカ州に配備する予定のレーダーであるLRDRと同様の技術を用いて製造されるものと承知している。

二の(4)及び三の(2)について

御指摘の「量産体制に移行する」の意味するところが明らかではなく、「どの程度の費用が必要になると見積もっているのか」とのお尋ねにお答えすることは困難である。

また、本件イージス・システムの性能を確認するための方法については、現在、御指摘の「実射試験」及び「迎撃試験」の実施の要否も含めて米国と協議しているところであり、現時点においてこれらの実施を前提としたお尋ねについて確たることをお答えする段階にはない。

なお、他国に配備される米軍の陸上配備型イージス・システムについては、御指摘の「迎撃試験」の経過及び成果も含め、政府として評価する立場にない。

三の(1)について

御指摘の「ベースライン9」については、LMSSRと併せて米国防省ミサイル防衛庁及びロッキード・マーティン社から提案のあったものであり、LMSSRの選定に当たっては、当該「ベースライン9」の採用も含めて「基本性能」等の評価を行ったところである。他方で、御指摘の「ベースライン10」については、いまだ開発中のものであると承知している。

防衛省においては、こうした評価の結果も踏まえ、当該「ベースライン9」を用いることでLMSSRについて十分な性能を発揮させることが可能であると見込んでいるところであり、現時点において当該「ベースライン10」を用いる必要があるとは考えていない。

平成三十一年三月二十二日提出
質問 第一〇八号

幼児教育無償化と待機児童解消の政府の取組の整合性等に関する質問主意書

提出者 山井 和則

幼児教育無償化と待機児童解消の政府の取組の整合性等に関する質問主意書

政府は、「子育て安心プラン」(二〇一七年六月二日公表)の中で、「待機児童解消に必要な受け皿約二十二万人分の予算を平成三十一年度から平成三十一年度末までの二年間で確保。(遅くとも平成三十二年度末までの三年間で全国の特機児童を解消)」としており、また「平成三十一年度から平成三十四年度末までの五年間で女性就業率八十パーセントに対応できる約三十二万人分の受け皿整備。」も明言しています。

一方、幼児教育無償化について、宮腰大臣は、二〇一九年三月二十日の衆議院内閣委員会では、「幼児教育、保育の無償化による保育の潜在ニーズへの影響につきましては、基本的に、既にほとんどの子供が認可施設を利用できている三歳から五歳児を対象としていること、ゼロ歳から二歳児については住民税非課税世帯に限定していることから、限定的であるというふうにご考えております。」「無償化により待機児童がふえるとの御指摘は当たらないのではないかとというふうにご考えております。」と答弁しています。

そこで以下の通り、質問します。

一 「子育て安心プラン」により、二〇二一年三月末までには、希望する全ての子どもが待機児童となることなく、質が確保された保育サービスを受けられると理解していますが、それならば、政府資料子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案の概要にある、無償化の対象となる認可外保育施設について、「五年間は届

出のみで足りる経過措置を設ける」とありますが、この「五年間」は長すぎるものではありませんか。

二 一について、この「五年間」を定めた根拠を示して下さい。

三 「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要(平成三十年十二月二十八日関係閣僚合意)では、「幼児教育の無償化の趣旨」として、「生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性が示されています。今回の幼児教育の無償化により、「生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育」が行われることは、どのような政策により担保されていますか。また、そのことは、どのような政策により検証されますか。

内閣衆質一九八第一〇八号
平成三十一年四月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員山井和則君提出幼児教育無償化と待機児童解消の政府の取組の整合性等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山井和則君提出幼児教育無償化と待機児童解消の政府の取組の整合性等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの認可外保育施設に係る「五年間」の経過措置については、平成三十年五月三十一日に「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会」が取りまとめた報告書において、「認可外保育サービスは、認可保育所と比べ、例えば保育士の数が少ないなど質の面が十分でない場合がある。無償

化が単に利用者負担を軽減するのみならず、これを契機として認可外保育サービスの質の向上につなげていくことが重要であることを基本的な考え方として、「利用者の公平性の確保及び質の向上を促進する観点から、五年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設けることが適当である」とされたこと等を踏まえ、今国会に提出している子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案(以下「法案」という。)による改正後の子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第十項第四号の内閣府令で定める基準に関する経過措置として、法案に盛り込んだものである。

また、待機児童の解消については、「経済財政運営と改革の基本方針二〇一八(平成三十年六月十五日閣議決定)において、「待機児童問題が最優先の課題である」としており、引き続き、平成二十九年六月二日に公表した「子育て安心プラン」に基づき、平成三十二年度末までに約三十二万人分の保育の受皿を整備してまいりたい。

三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要」における「生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性」との記載は、平成三十年十二月二十八日の幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた関係閣僚会合で合意した幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針(以下「方針」という。)において、「幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子供たちに質の高い幼児教育の機会を保障することは極めて重要である」とされていることを踏まえたものである。今般の幼児教育・保育の無償化は、方針

にあるとおり、「法律により、幼児教育の質が制度的に担保された施設であり、広く国民が利用している幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育を利用する三歳から五歳までの子供たちの利用料を無償化する」ものであり、質の高い幼児教育の機会を保障することに資するものと考えている。

平成三十一年三月二十二日提出
質問 第一〇九号

毎月勤労統計調査における共通事業所の実質賃金算出方法等に関する質問主意書

提出者 山井 和則

毎月勤労統計調査における共通事業所の実質賃金算出方法等に関する質問主意書

政府は、一月十一日に「毎月勤労統計調査において全数調査としていたところを一部抽出調査で行っていたことについて」を公表し、これまでの毎月勤労統計が不正な調査に基づくものであること等を公表し、過去の確定したデータの再集計、公表を行うとともに、再集計値に基づく追加給付を実施することとしています。また、一月二十二日には、毎月勤労統計調査に関する特別監察委員会により「毎月勤労統計調査を巡る不適切な取扱いに係る事実関係とその評価等に関する報告書」が厚生労働大臣に提出されました。

また、一月三十日に開催された第百三十一回統計委員会では、毎月勤労統計の不正調査や再集計等に関する様々な資料が提出され、経緯等の説明が行われました。

さらに、二月二十二日より、厚生労働省は、毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会(以下、実質化検討会という。)を開催しています。

そこで以下の通り、質問します。

一 毎月勤労統計調査平成三十年一月分結果確報

から掲載されている、共通事業所による前年同月比(以下、共通事業所系列の参考値という。)のうち、現金給与総額(以下、名目賃金という。)の前年同月比(伸び率)を算出する際に、実質化検討会の中間的整理案(概要)(二〇一九年三月二十日公表)(以下、中間的整理案という。)にある「名目賃金指数を算出してから、前年同月比(伸び率)を算出しましたか。

二 二〇一八年各月の、共通事業所系列の参考値のうち、名目賃金の前年同月比(伸び率)の算出に用いた式を示して下さい。各月の算出に用いた数値も示して下さい。

三 二について、もし共通事業所系列の参考値について、名目賃金指数を使用していないのであれば、なぜ、名目賃金の前年同月比(伸び率)を算出できるのか、についての理由を示して下さい。

四 共通事業所系列の参考値として、実質賃金の前年同月比(伸び率)を算出するために、名目賃金を指数化しなければならぬ理由を示して下さい。

五 毎月勤労統計調査の平成三十年各月の、中間的整理案で言及されている本系列について、名目賃金指数の前年同月比(伸び率)の算出式を、各月の具体的な数値とともに示して下さい。

六 毎月勤労統計調査の平成三十年各月の、中間的整理案で言及されている本系列について、各月の名目賃金の金額を基に前年同月比(伸び率)を算出した数値を、それぞれ示して下さい。

七 共通事業所系列の参考値の、昨年の名目賃金の前年同月比(伸び率)を、毎月勤労統計調査平成三十年十二月分結果確報に掲載されている、昨年一月から十二月の各月の消費者物価指数で除した数値を示して下さい。すなわち、昨年の共通事業所系列の参考値の、名目賃金の昨年の前年同月比(伸び率)に百パーセントを足した数値を、昨年一月から十二月の各月の消費者物価

指数に百パーセントを足した数値で除した結果得られる数値を、昨年の一月から十二月の各月について示して下さい。

八 六で示された数値を、七と同様に、昨年一月から十二月の各月の消費者物価指数で除した数値を、それぞれ示して下さい。

九 八で示された数値は、毎月勤労統計調査平成三十年十二月分結果確報の二ページに掲載されている実質賃金とどのような差異がありますか。また、その差異は、計算上の四捨五入の影響以外の理由によるものですか。

十 昨年の毎月勤労統計調査の本系列の名目賃金の前年同月比(伸び率)一、四パーセント、実質賃金の前年同月比(伸び率)〇、二パーセントについて、厚生労働省が三月八日に提出した資料「ベンチマーク更新について」の中で、二〇一八年一月時点で「ベンチマーク更新分として九百六十七円(〇、四パーセント)の段差が発生している」と認めており、については、景気指標としての賃金変化率(伸び率)は、右記の一、四パーセント、〇、二パーセントから、〇、四パーセントを差し引いた、名目賃金の前年同月比(伸び率)は一、〇パーセント、実質賃金の前年同月比(伸び率)はマイナス〇、二パーセントの方が実態に近いと考えますが、政府の見解を示して下さい。

十一 中間的整理案では、共通事業所に「サバイバル・バイアス」があることが指摘されています。この「サバイバル・バイアス」は、毎月勤労統計の改善に関する検討会等でも、数値が大きくなる傾向があることが指摘されています。については、昨年の共通事業所系列の参考値の、名目賃金の前年同月比(伸び率)は、過大になっている可能性はありますか、それともありませんか。右質問する。

内閣衆質一九八第一〇九号
平成三十一年四月二日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員山井和則君提出毎月勤労統計調査における共通事業所の実質賃金算出方法等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山井和則君提出毎月勤労統計調査における共通事業所の実質賃金算出方法等に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「実質賃金検討会の「中間的整理案(概要)」(二〇一九年三月二十日公表)・・・にある「名目賃金指数」の意味するところが必ずしも明らかではないが、毎月勤労統計調査において示されている御指摘の「共通事業所系列」(以下「共通事業所系列」という。)の「現金給与総額」(以下「名目賃金」という。)の「前年同月比(伸び率)」(以下「前年同月比(伸び率)」という。)を算出する際に、共通事業所系列の御指摘の「名目賃金指数」を算出し、その値を基に当該前年同月比(伸び率)を算出するといったことはしていません。

二及び三について

御指摘の「算出に用いた式」、「各月の算出に用いた数値」及び「もし共通事業所系列の参考値について・・・算出できるのか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成三十年の各月の共通事業所系列の名目賃金の前年同月比(伸び率)については、当該各月の当該名目賃金を、平成二十九年の同月の当該名目賃金で除して得た値から一を控除して得た値に百を乗じることにより算出している。

四について

お尋ねについては、そもそも御指摘の「実質

賃金の前年同月比(伸び率)」の算出について、先の答弁書(平成三十一年三月十五日内閣衆質一九八第八〇号)九及び十について述べたとおりの課題等があることから、統計上意味のあるものとして当該前年同月比(伸び率)を示すことができるかどうかについての専門的な検討が必要であるため、厚生労働省において「毎月勤労統計の「共通事業所の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会」を開催し、御指摘の「名目賃金を指数化することは是非を含め、必要な検討が行われているところである。

五について

お尋ねの「算出式」及び「各月の具体的な数値」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「本系列」の「名目賃金指数の前年同月比(伸び率)」については、厚生労働省のホームページに掲載されている資料「毎月勤労統計調査全国調査で作成している指数等の解説(平成三十年一月分部分入替え)」の二、指数の算式に示されている方法により算出されている。

六、八及び九について

御指摘の「中間的整理案で言及されている本系列について、各月の名目賃金の金額を基に前年同月比(伸び率)を算出した数値」の具体的に意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

七について

お尋ねの趣旨が明らかではなく、また、先の答弁書(平成三十一年二月十九日内閣衆質一九八第三五号)一及び四について述べたように、政府として示す統計については、様々な課題について検証されたものである必要があること等から、お答えすることは困難である。

十について

御指摘の「実態に近い」の意味するところが明

らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

十一について

御指摘の「過大になっている可能性」の意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

平成三十一年三月二十二日提出
質 問 第 一 一 〇 号

幼稚園における特別支援教育への支援に関する質問主意書

提出者 早稲田夕季

幼稚園における特別支援教育への支援に関する質問主意書

私立幼稚園において、障害などの理由で個別の指導計画の作成が必要であると判断している人数は、二〇一五年度に一万九千三百五十五人、二〇一六年度に二万六千一人、二〇一七年度には二万二千二百四十五人と年々増えているが、私立幼稚園に対する幼稚園等特別支援教育経費の対象幼児数は、二〇一五年度に一万三千人、二〇一六年度に一万五千人、二〇一七年度には一万六千人であり、約六千人の開きが解消されていない。直近の予算額でみても二〇一八年度六十二億円に対し、二〇一九年度は六十三億円と頭打ちである。そこで以下質問する。

一 私立幼稚園への幼稚園等特別支援教育経費の補助は、二人以上受け入れた場合に限られているが、一人からでも必要な場合には都道府県からの助成が行われるべきではないか。

二 少子化で園児が減少する中、園児数百人未満の園では、二人を受け入れることのできる教職員のマンパワーが不足しているとの声があるが、政府の見解を明らかにされたい。

三 私立幼稚園への幼稚園等特別支援教育経費の国庫補助上限額は年額三十九万二千元となっているが、これでは都道府県分を加えても月額約六万五千元と少なすぎて、必要なスキルや資格、経験を持つ人材を採用することができないとの声があるが、国庫補助上限額を必要に合わせる引き上げるべきではないか。

四 都道府県や市町村によって、助成の有無や助成単価に格差がある現状を把握しているか。これをいかに改善すべきか、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一九八第一一〇号

平成三十一年四月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員早稲田夕季君提出幼稚園における特別支援教育への支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員早稲田夕季君提出幼稚園における特別支援教育への支援に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「都道府県からの助成が行われるべきではないか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねが私立の幼稚園に対する都道府県が行う補助事業の在り方についてのものであれば、その実施主体である都道府県知事が適切に判断すべきものであり、政府としてお答えする立場にない。

二について

お尋ねの「二人を受け入れることができる教職員のマンパワー」の意味するところが必ずし

も明らかではないが、一般に、私立の幼稚園における障害のある幼児の受入れについては、各幼稚園が、個別具体的な事情に応じて適切に判断すべきものであると考えている。

三について

御指摘の幼稚園等特別支援教育経費に係る私立高等学校等経常費助成費補助金の国庫補助単価の設定に関しては、同経費に係る都道府県による補助の実績や効果等を踏まえ、必要に応じて適切に対応してまいりたい。

四について

お尋ねについては、幼稚園等特別支援教育経費に係る都道府県による補助における障害のある幼児一人当たりの金額等については把握しているが、市町村による私立の幼稚園に対する補助の状況については把握していない。その上で、都道府県又は市町村による私立の幼稚園に対する補助の在り方については、実施主体である都道府県知事等が適切に判断すべきものであり、政府としてお答えする立場にない。

平成三十一年三月二十二日提出
質問 第一一〇号

衆議院議員早稲田夕季君提出幼稚園における特別支援教育への支援に関する質問に対する答弁書

提出者 早稲田夕季

衆議院議員早稲田夕季君提出幼稚園における特別支援教育への支援に関する質問に対する答弁書

一 帰国技能実習生フォローアップ調査について、二〇一九年二月十四日の予算委員会において、根本厚生労働大臣は、私の質問に対して、「直近の平成二十九年年度の調査結果では、帰国後に雇用されて働いている、あるいは雇用されて働くことが決まっている、又は起業しているとの回答者のうち、実習と同じ仕事、又は実習

と同種の仕事との回答が六九・七％になっております。」との答弁だったが、これは「仕事を探している」とか「進学している」などを含む回答者全体でみれば、三十六・二％に過ぎないという理解でよろしいか。

二 「団体監理型あるいは企業単独型の別や、技能実習生の職種別の集計は行っておりませんが、今御指摘のこの集計についても、検討させていただきたいと思っております。」との答弁もあつたので、二〇一七年度の職種別の集計結果を明らかにされたい。明らかにできないのであれば、その理由を明らかにされたい。

三 技能実習一号においては、技能実習法施行以前でも以後でも特段職種の制限がなく、技能実習法第九条第一号「修得等をさせる技能等が、技能実習生の本国において修得等が困難なものであること」及び同法施行規則第十条第二項第一号イ「同一の作業の反復のみによつて修得等できるものではないこと」という二つの要件に当てはまれば、どんな職種でもよいとのことだが、現時点で技能実習二号移行対象職種に含まれている職種及び作業以外で、これまでどのような職種及び作業での受け入れ実績があるか、技能実習法施行以前と以後に分けて、それぞれ明らかにされたい。

四 帰国技能実習生フォローアップ調査を技能実習一号のみの修了者に対して行っていない理由を明らかにされたい。技能実習一号のみでは技術・技能・知識の活用や移転ができないからという理由なのであれば、先に問うた技能実習一号のみで受け入れられている職種及び作業は、認められるべきではないのか。政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一九八第一一〇号
平成三十一年四月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員早稲田夕季君提出帰国技能実習生フォローアップ調査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員早稲田夕季君提出帰国技能実習生フォローアップ調査に関する質問に対する答弁書

一について

厚生労働省が公益財団法人国際研修協力機構（以下「機構」という。）に委託して実施した平成二十九年年度の「帰国技能実習生フォローアップ調査」（以下「フォローアップ調査」という。）においては、帰国後の就職状況についての質問に対して、「雇用されて働いている」、「雇用されて働くことが決まっている」又は「起業している」と回答した者二千七百八十五人についてのみ、さらに、従事する仕事の内容について「実習で行った仕事と同じ仕事」、「実習と同じ仕事ではないが同種の仕事」又は「実習で行った仕事と異なる仕事」の別を質問しているところ、このうち「実習で行った仕事と同じ仕事」又は「実習と同じ仕事ではないが同種の仕事」と回答した者の数は千九百四十二人であり、右の二千七百八十五人に占める割合は、約六十九・七パーセントであるが、右の就職状況についての質問に対して、「仕事を探している」、「進学している」等と回答した者も含めた全回答者五千三百五十九人に占める割合は、約三十六・二パーセントである。

二について

平成二十九年年度のフォローアップ調査におい

ては、技能実習生の職種別の集計は行っていないため、現在、厚生労働省において、平成二十九年度のフォローアップ調査で得られた回答をもとに職種別の集計作業を行っているところであるが、その精査に時間を要することから、現時点においてお示しすることは困難である。

三について

技能実習の内容が御指摘の「技能実習二号移行対象職種に含まれている職種及び作業以外」である場合には、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八法律第八十九号。以下「法」という。）第八十一条に規定する技能実習計画又は出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成二十九年法務省令第十九号）による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）別表第三の技能実習の項の下欄の第一号に規定する技能実習計画書のいずれにおいても、その技能実習の内容を具体的に記載すれば足り、職種名及び作業名を記載することを求めていることから、お尋ねの「職種及び作業での受け入れ実績」を「法施行以前と以後に分けて」お示しすることは困難である。

四について

御指摘の「帰国技能実習生フォローアップ調査」の具体的な範囲が必ずしも明らかではないが、厚生労働省が機密に委託して実施した平成二十九年度のフォローアップ調査において、技能実習二号（法附則第十二条による改正前の出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄の第二号に掲げる活動をいう。以下同じ。）の修了者のみを調査対象としたのは、フォローアップ調査は、技能実習を修了して帰国した技能実習生について、その帰国後の実態等を

明らかにし、技能実習制度の適正・円滑な運用を図るための基礎資料とすることを目的としており、一定期間以上、技能実習を実施した技能実習二号の修了者を調査対象とすることがより適切であると考えていたためであり、御指摘の「技能実習一号のみでは技術・技能・知識の活用や移転ができないからという理由」ではない。

平成三十一年三月二十二日提出
質 問 第一 一 二 号

マイキン調査の上振れ要因に関する再質問
意 書

提出者 長妻 昭

マイキン調査の上振れ要因に関する再質問
主意書

前回提出した「マイキン調査の上振れ要因に関する質問主意書」（平成三十一年三月十二日）で以下の点を質問した。

『厚生労働省が、国会に提出した、平成三十一年三月八日付け資料（ベンチマーク更新について）（当該資料という）に関して、以下の点を質問する。当該資料の「8」に、「ベンチマーク更新を行った場合に賃金指数の遡及改定を行わないことは、統計委員会の指摘や答申に沿った対応である」とあるが、ここでいう「統計委員会の指摘」「統計委員会の答申」とは、いつの、どのような会議における、どのようなどのような指摘・報告・発言・集約や提出資料を指しているのか。日時と会議名、発言者氏名役職と発言内容、資料内容をお示し願いたい。』

マイキン調査の上振れ要因に関する質問主意書 平成三十一年三月十二日より。前回の質問主意書では、当該資料にある「ベンチマーク更新を行った場合に賃金指数の遡及改定を行わないことは、統計委員会の指摘や答申に沿った対応である」との記述における「統計委員会

の指摘や答申に沿った対応である」との部分について、具体的に統計委員会の指摘や答申の、どの部分をもって、「沿っている」と考えたのか、お尋ねしたわけである。

ところが、この質問に対する答弁書（内閣衆質一九八第八八号 平成三十一年三月二十二日）では、「お尋ねの統計委員会の指摘等に係る会議における発言の日時及び発言者氏名役職と発言内容については、網羅的に答えすることは困難」との答弁書が返ってきた。「網羅的に答えすることは困難」とは、どのような意味なのか、分かりやすく説明願いたい。網羅的に答えられないのであれば、いくつかの具体的な発言内容をお示し願いたい。仮に、答えることができないければ、国会に提出された当該資料は虚偽ということとなり、撤回・謝罪が必要となると考えるがいかがが。

また、平成三十一年二月の衆議院予算委員会、統計委員会の西村統計委員長は、「ベンチマーク更新を行った場合に賃金指数の遡及改定を行わない」ということについて、事前には知らなかった旨の答弁をしている。当の統計委員長が知らなかったにもかかわらず、「統計委員会の指摘や答申に沿った対応である」ということはありえない、と考えるが、いかがが。

また、統計委員会の北村委員長代理は、朝日新聞（平成三十一年二月二十一日朝刊）によると「ベンチマーク更新による段差補正の議論はしていない。今後の議論の課題にするとの認識だった」「当時、ベンチマーク更新は六年ぶりで新旧データの段差は大きくなる。むしろ補正するべきだった」と話している。これらの説明をみると、「ベンチマーク更新を行った場合に賃金指数の遡及改定を行わないことは、統計委員会の指摘や答申に沿った対応である」とは到底言うことはできないと考えるが、いかがが。

平成三十一年三月八日付けの政府から国会に提出された資料（ベンチマーク更新について）の「8」

にある「ベンチマーク更新を行った場合に賃金指数の遡及改定を行わないことは、統計委員会の指摘や答申に沿った対応である」という記述は虚偽である疑いが濃厚であると考えているが、いかがが。虚偽であれば、速やかに撤回・謝罪をすべきと考えるが、内閣の見解を問う。

次に平成三十一年二月二十八日の衆議院予算委員会において、「ベンチマーク更新を行った場合に賃金指数の遡及改定を行わないことは、厚生労働省内の有識者会議（毎月勤労統計の改善に関する検討会）の中間的整理とは真つ向から逆行するが、「ベンチマーク更新を行った場合に賃金指数の遡及改定を行わないこと」を厚労省内のどのような場で議論し決定したのかを問うた際に、根本大臣は「部内で検討した」と答弁した。そして、根本大臣は「部内」というのは当時の統計情報部長あるいは政策統括官、これに部内で説明を行いながら進められた」とも答弁している。この部内で議論し結論を得た会議が開催された日付・回数と内容、さらに統計情報部長と政策統括官以外の参加者の人数・役職名をお示し願いたい。部内の検討議論に参加した当時の統計情報部長と政策統括官の氏名もお示し願いたい。山井衆議院議員の質問主意書の答弁書には、「（この部内の会議については）記録が確認できず、お答えすることは困難である」とある。本当に部内で正式な議論の場にかかれたのか、はなはだ疑問である。部内の議論をして決定したこと自体は事実なのか、いつごろ、どのような内容の議論がなされたのか、お答えできる限りであってもお示し願いたい。

根本大臣が、「部内で検討した」「部内」というのは当時の統計情報部長あるいは政策統括官、これに部内で説明を行いながら進められた」と答弁した内容が間違いないであれば、速やかに謝罪・撤回すべきと考えるが、内閣の見解を問う。

右質問する。

内閣衆質一九八第一一二号
平成三十一年四月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員長妻昭君提出マイキン調査の上振れ
要因に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付
する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出マイキン調査の上
振れ要因に関する再質問に対する答弁書

御指摘の統計委員会の指摘や答申に該当する
資料についてその具体的内容をお示しすると、先
の答弁書（平成三十一年三月二十二日内閣衆質一
九八第八号。以下「前回答弁書」という。）で告示
した資料のうち、例えば、①平成二十八年八月
三十一日の統計委員会横断的課題検討部会新旧
データ接続検討ワーキンググループの資料「二サ
ンプル替えに伴い遡及改訂する際の過去サンプ
ルの整合性確保のあり方」に関する審議取りまと
め結果については、「全数調査などベンチマーク
となるものが存在する場合、それを利用して数値
を確定する」等の記載が、②平成三十年八月二十
八日の同委員会の資料六「二二毎月勤労統計」の
接続方法及び情報提供に係る統計委員会の評価
（案）については、「今回の断層には、⑤標本交替
による断層に加えて、③基準改定・ウエイト更
新・計算方法の変更に伴う断層も含まれている。
WGでは③を明示的には取り上げていないが、W
Gにおいて考え方を整理する際に参考とした月次
の九基幹統計調査において結果を遡及改定してい
ない。このため、③に関して⑤の考え方を援用し
たものであり、標準的な対応と評価できる」等の
記載が、③平成二十九年一月二十七日の同委員会
の「諮問第九十七号の答申 毎月勤労統計調査の
変更について」については、「厚生労働省は、ロー
テーション・サンプリングの導入に伴い、調査対

象事業所の入替え時における賃金・労働時間指数
の取扱いについて、従前の方法を改め、新指数と
旧指数をそのまま接続させるとともに、遡及改定
も行わないこととしている。また、経過措置期間
中も同様の対応をとることとしている。これにつ
いては、横断的課題審議結果を踏まえた対応であ
ることから、適当である」等の記載がこれに該当
する。その上で、「網羅的にお答えすることは困
難」とは、どのような意味なのか」とのお尋ねにつ
いては、前回答弁書では、「標準的な対応」等の記
載に至るまでの同委員会の委員等の個々の発言を
一連の会議等の中から一概にお示しすることが困
難であるため、それらを網羅的にお答えすること
は困難である旨述べたところであり、また、「い
くつかの具体的発言内容をお示し願いたい」との
お尋ねについても、同様にそれらの記載に至るま
での同委員会の委員等の個々の発言を一連の会議
等の中からお尋ねのように一概にお示しすること
は困難であり、「国会に提出された当該資料は虚
偽」との御指摘は当たらない。

〔平成三十一年二月の衆議院予算委員会（中
略）ありえない、と考えるが、いかがか、一統計
委員会の北村委員長代理は（中略）とは到底言うこ
とはできないと考えるが、いかがか、及び「平成三
十一年三月八日付けの（中略）撤回・謝罪をすべき
と考えるが、内閣の見解を問う」とのお尋ねにつ
いては、「事前には知らなかった旨の答弁をして
いる」及び「統計委員長が知らなかった」との御指
摘の意味するところが必ずしも明らかではなく、
また、御指摘の新聞記事の根拠等も承知していな
いが、毎月勤労統計調査においてベンチマーク
（ウエイト）（同調査において平均賃金や平均労働
時間を求める際の加重平均に用いる労働者数をい
う。）の更新を行った場合に賃金指数の遡及改定を
行わないことは、既に述べたとおり平成三十年八
月二十八日の同委員会において「標準的な対応」と

されていること等から、同委員会の指摘や答申に
沿った対応であり、「記述は虚偽である疑いが濃
厚である」との御指摘は当たらない。
「この部内で議論し結論を得た会議が開催され
た日付・回数と内容・・・の参加者の人数・役職
名をお示し願いたい」、「部内の検討議論に参加し
た当時の・・・氏名もお示し願いたい」及び「いつ
ごろ、どのような内容の議論がなされたの
か・・・お示し願いたい」とのお尋ねについて
は、記録が確認できず、お尋ねの会議の「日付・
回数と内容」、「参加者の人数・役職名」及び「氏
名」についてお答えすることは困難であるが、賃
金及び労働時間の指数の補正方法等については、記
載されている平成二十七年十二月十一日の同委員会
基本計画部会に提出された資料等については、そ
の資料等が検討されていた当時の厚生労働省大臣
官房統計情報部長又は同省政策統括官（統計・情
報政策担当）に適宜説明が行われながらその作成
等が進められてきたものと承知しており、「答弁
した内容が間違いない」との御指摘は当たらない。

平成三十一年三月二十七日提出
質問 第一一三 号
下関北九州道路の早期実現に関する質問主意
書
提出者 城井 崇

下関北九州道路の早期実現に関する質問主
意書

下関北九州道路は、北九州市と下関市の都心部
を直結することで関門地域の一体的発展を支える
とともに、本州と九州を結ぶ大動脈である、関門
国道トンネル、関門橋の老朽化への対応や代替機
能を確保する、西日本地域の広域道路ネットワーク
を支える極めて重要な道路と北九州市では位置
付けられている。これは、国の「経済財政運営と
改革の基本方針」に盛り込まれた、ネットワーク
の代替性の実現に資するものでもある。

下関北九州道路の早期実現は、地方だけの取り
組みでは限界があり、国の高度な技術力や知見に
よる支援、財政支援など、国としても必要な取り
組み実施を加速すべきである。

そこで、下関北九州道路の早期実現に関して、
以下質問する。

一 「下関北九州道路調査検討会」による基礎的な
調査検討の成果を踏まえ、事業化に向けた次の
調査段階である、国による計画段階評価等の手
続きに移行する必要があると考えるが、政府の
認識を明らかにされたい。

二 早期整備を図るため、PFIの活用など官民
連携による効果的な整備手法の検討を進めてい
く必要があると考えるが、政府の認識を明らか
にされたい。

三 全国的な貨物輸送網の形成を図るため、物流
上で特に重要な道路区間について「重要物流道
路」として指定を行い、機能の強化や重点的な
整備を行う制度が創設された。下関北九州道路

一、去る五日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員城井崇君提出下関北九州道路の早期
実現に関する質問に対する答弁書
衆議院議員城井崇君提出東京オリンピック・パ
ラリンピック競技大会におけるボランティア活
動の労働者性に関する質問に対する答弁書
衆議院議員城井崇君提出東京オリンピック・パ
ラリンピック競技大会のボランティアに係るボ
ランティア保険に関する質問に対する答弁書
衆議院議員早稲田夕季君提出行政機関における
不祥事の検証体制に関する再質問に対する答弁
書
衆議院議員初鹿明博君提出教員が生徒をバリカ
ンで丸刈りにすることは体罰に当たるのかに関
する質問に対する答弁書

は、関門地域に集積する多数の物流拠点の連絡性を向上し、広域物流拠点としての機能強化を図るとともに、本州と九州を結び、物流における大動脈ともなるものであることから、国として「重要物流道路」に指定すべきと考えるが、政府の認識を明らかにされたい。

四 災害対策、リダンダンシーの観点での取り組みの重要性が十分に認識されているところであるが、下関北九州道路の想定ルートは、これまでの関門国道トンネルや関門橋が通る門司区が出入り口ではなく、小倉北区が出入り口となっている。この影響により、物流や観光の拠点として取り組みを強化してきた門司区への旅客・貨物の流入が減ることが見込まれる。地域への影響を十二分に考慮し、きめ細やかな政策実行を行うべきであると考えているが、政府の認識を明らかにされたい。

内閣衆議一九八第一一三号
平成三十一年四月五日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員城井崇君提出下関北九州道路の早期実現に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員城井崇君提出下関北九州道路の早期実現に関する質問に対する答弁書
一、二及び四について

関門海峡を連絡する道路は、関門トンネルと関門橋であるが、関門トンネルを含む一般国道二号や一般国道三号については、慢性的な渋滞が発生しており、また、平成三十年七月豪雨において、関門橋から続く九州側の高速道路が通行止めとなり、本州と九州の間の広域的な交通

に支障が生じたところである。

このような事情を踏まえ、御指摘の「下関北九州道路」の早期実現に向け、山口県、福岡県、下関市、北九州市等によって、そのルートや構造、整備手法等について調査が実施されており、平成三十一年三月には第四回の「下関北九州道路調査検討会」が開催され、調査結果が取りまとめられたと承知している。

今後、この調査結果を踏まえて、政府としても、地元の地方公共団体と協力しつつ、地域の交流の拡大、物流の円滑化や道路交通等への影響も考慮しながら、ルートや構造の検討を進めつつ、整備手法や事業化へ向けた手続についても検討を進めてまいりたい。

三について
重要物流道路については、平成三十一年四月一日に、供用中の道路について指定を行ったところであり、計画中の道路の指定については、今後検討していく予定である。

平成三十一年三月二十七日提出
質問 第一一四号

東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるボランティア活動の労働者性に関する質問主意書

提出者 城井 崇

東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるボランティア活動の労働者性に関する質問主意書

平成三十一年十一月十六日の衆議院文部科学委員会（以下、「委員会」という。）において、東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるボランティアの活動分野のうち、医療等の専門性の高い分野に関わるボランティア活動を例に挙げて、専門性の高い活動であるために、労働基準法によ

り労働者性があると判断されるため、ボランティアではなく、労働基準法による労働者として報酬を支払わなければならないのではないかと指摘したところである。

そこで、東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるボランティアの活動分野の労働者性に関して、以下質問する。

一 委員会において、櫻田義孝東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣（以下、「櫻田大臣」という。）は、「医療スタッフは、会場内の医務室で働くに当たり、勤務している病院を通じての参加となるため、組織委員会から重ねて報酬は支払わないとする方向で検討されている」と伺っております。と答弁している。この答弁にある、「病院を通じて報酬が支払われる医療スタッフ」は、ボランティアなのか、労働者なのか。ボランティアである場合には、どのような理由で病院を通じて報酬が支払われるのか。労働者である場合には、どのような理由で東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、「大会組織委員会」という。）からではなく、病院を通じて報酬が支払われるのか。委員会において櫻田大臣は「病院の労働者という理解になりますので、病院から賃金はもらっているのではありません。そういう意味ではボランティアではない」と答弁しているところでもある。政府の認識を明らかにされたい。

監督事項が多く、拘束性が高く、代替性が低い。ボランティアではなく労働者と判断される可能性が極めて高い。仮に労働基準法により、ボランティアではなく労働者と判断される場合には、ボランティア活動は、労働基準法に違反していることになる。そこで、医療等の専門性の高い分野に関わる活動については、労働基準法による労働者として、大会組織委員会は、活動に従事する者に対して報酬を支払うべきであると考えている。政府の認識を明らかにされたい。

三 委員会において櫻田大臣は、医療、メディア、通訳など、専門性の高いボランティア分野を例に挙げた、「実際にお願いをする仕事をも一度精査して、有給スタッフで本来やるべきところとボランティアとの整理をきちんとしていただく、労働基準法に照らしての部分で問題ないか確認いただく」ということを、ぜひ大臣にお願いしたいと思いますが、この作業をお願いできますか。との問いに対して、「きちんとそうさせていただきます」と答弁している。政府は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるボランティア活動の労働者性について、どのような整理、確認をし、どのような作業を行ったのか、明らかにされたい。

内閣衆議一九八第一一四号
平成三十一年四月五日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員城井崇君提出東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるボランティア活動の労働者性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員城井崇君提出東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるボランティア活動の労働者性に関する質問に対する答弁書

一及び二について

櫻田東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣は、御指摘の委員会において、御指摘の「病院を通じて報酬が支払われる医療スタッフ」とは答弁しておらず、お尋ねにお答えすることは困難であるが、御指摘の同大臣の答弁のうち、「病院の労働者という理解になりますので、病院から賃金はもらっているのではありません」という意味ではボランティアではないと思います。との答弁は、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）の医療スタッフの募集方法の一つとして、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）が、その依頼に応じた医療機関において当該機関が雇用する労働者である職員に大会に参加してもらうことを検討している旨を承知していたことから、その認識を述べたものである。

いずれにせよ、大会の医療スタッフの募集方法や活動内容等については、現在、組織委員会において、労働関係法令に留意しつつ、調整が進められているものと承知している。

三について

御指摘の「東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるボランティア活動」の具体的な範囲が必ずしも明らかではないが、政府としては、現時点においては、組織委員会が、「東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会 大会ボランティア募集要項」に基づ

き募集した「大会ボランティア」について、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者に該当するか否かについて検討し、同法等の労働関係法令に照らして適切に活用する方針である旨、組織委員会から確認している。

平成三十一年三月二十七日提出
質 問 第 一 一 五 号

東京オリンピック・パラリンピック競技大会のボランティアに係るボランティア保険に関する質問主意書

提出者 城井 崇

東京オリンピック・パラリンピック競技大会のボランティアに係るボランティア保険に関する質問主意書

平成三十一年十一月十六日の衆議院文部科学委員会（以下、「委員会」という。）において、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のボランティアに係るボランティア保険については、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、「大会組織委員会」という。）が責任を持つて全員加入させるべきではないかと指摘したところである。

そこで、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のボランティアに係るボランティア保険に関して、以下質問する。

一 委員会において櫻田義孝東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣（以下、「櫻田大臣」という。）は、「今回のボランティアにつきまして、ボランティア保険の状況を確認したいと思います。加入は強制するのでしょうか、状況をお聞かせください。」との問いに対して、「ボランティア保険につきまして

は、ボランティア参加者が安心して働けるよう、組織委員会の費用負担で加入すると聞いております。保険の詳細につきましては、過去大会での保険の内容を参考にしつつ、活動に際して生じる可能性のあるけがや損害賠償を適切に補償できるよう、組織委員会において具体的に検討していると伺っております。」と答弁している。

また、委員会において櫻田大臣は、「組織委員会が責任を持つて全員加入していただくということ、大臣から指示をお願いしていただくというところでよろしいですか。」との問いに対して、「結構でございます。」と答弁している。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会のボランティアに係るボランティア保険は、大会組織委員会の費用負担により、ボランティア参加者全員が加入することができるのか。政府の認識を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一九八第一一五号

平成三十一年四月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員城井崇君提出東京オリンピック・パラリンピック競技大会のボランティアに係るボランティア保険に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員城井崇君提出東京オリンピック・パラリンピック競技大会のボランティアに係るボランティア保険に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「東京オリンピック・パラリンピッ

ク競技大会のボランティア」及び「ボランティア参加者全員」の具体的な範囲が必ずしも明らかではないが、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）が募集した「大会ボランティア」については、「東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会 大会ボランティア募集要項」において、「ボランティア活動向けの保険」に加入することが示されており、これは組織委員会の費用負担により「大会ボランティア」全員が加入するものであると組織委員会から聞いている。

平成三十一年三月二十七日提出
質 問 第 一 一 六 号

行政機関における不祥事の検証体制に関する再質問主意書

提出者 早稲田夕季

行政機関における不祥事の検証体制に関する再質問主意書

厚生労働省の不祥事が止まらない。三月二十日に韓国の空港で職員とトラブルを起こした労働基準局の賃金課長が更迭され、三月二十五日には、厚労省から分離し、事務委託を受けている日本年金機構の世田谷年金事務所長がそのヘイト発言で更迭された。

他方、厚生労働省の毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会は、一月二十二日付けで一度報告書を取りまとめたが、厚生労働省職員のみによるヒアリングを実施したこと等について、調査手続きの中立性等に関する指摘がなされたため、厚生労働省とは利害関係のない弁護士三名による事務局を設置した上で、再度ヒアリングのやり直しを余儀なくされた。毎月勤労統計調査等に関する

特別監察委員会は、先の質問主意書でも明らかにしたように、従前より設置されている厚生労働省監察本部が母体となつてゐるが、この厚生労働省監察本部においては、その設置要綱上、依然として人事課長を筆頭とする厚生労働省職員が事務局を務めており、外部有識者は、専門員としての位置づけがなされてゐない。

一 先の質問主意書に対し、「検証組織の事務局に、職員の法令遵守を含む国家公務員としての服務に関すること等を所掌する組織が関与することには、一定の合理性がある」との答弁があつたが、厚生労働省組織令第二十一条には、人事課の所掌事務として、「職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること」と明記されている。服務だけでなく任免や給与、懲戒も所掌事務としてゐる部署が、不祥事の当事者やその上司や部下、同僚に行つてヒアリングに立ち会ふことは、ヒアリングを受ける職員に自らの出世に影響が出ることを恐れて、証言内容に歪みが生じ、結果として当事者にとつても、国民にとつても不当な調査結果が出るのが懸念されるのではないか。改めて問うので、はぐらかさずに答弁いただきたい。

二 毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会の教訓を踏まえ、厚生労働省監察本部の事務局に、厚生労働省とは利害関係のない弁護士等の外部有識者を参加させるべきではないか。

三 先に挙げた韓国の空港で職員とトラブルを起こした労働基準局の賃金課長の事案や、日本年金機構の世田谷年金事務所長の事案について、厚生労働省監察本部は何ら活動してゐないが、国会開会中のいずれも重大な不祥事であり、日本年金機構は非公務員型の公法人（特殊法人）とは言つても、障害年金をはじめとした厚生労働省が所掌する公的年金制度の信頼性に

平成三十一年四月九日 衆議院会議録第十六号

議長報告

関わる事態であり、不祥事続きの日本年金機構の組織体質を踏まえれば、とても機構単体で事案の検証や再発防止を期待することはできない。厚生労働省の所掌事務が広範な国民生活全般にわたることも踏まえ、厚生労働省監察本部の事務局体制の強化や活動の対象範囲の拡大を、不祥事への対応の透明性や国民への説明責任をキーワードにして再検討すべきではないか。

四 先の答弁書で、類似の組織を持つ府省庁は、外務省、財務省及び国土交通省があるとのことだが、文部科学省にも類似の組織を設置すべきではないか。またいづれの組織も、今般の厚生労働省の教訓を踏まえ、外部有識者を事務局に迎えるべきではないか。

内閣衆質一九八第一一六号
平成三十一年四月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員早稲田夕季君提出行政機関における不祥事の検証体制に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員早稲田夕季君提出行政機関における不祥事の検証体制に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、先の答弁書（平成三十一年三月十五日内閣衆質一九八第七〇号）二についてでお答えしたとおりである。

二について

厚生労働省監察本部には、弁護士三名、公認会計士一名及び大学教授一名の外部有識者からなる専門員が置かれてゐるところであるが、更に同本部の事務局に外部有識者が参加すること

については、事案の重大性を踏まえながら、その必要性について検討してまいりたい。

三について

御指摘の事案については、それぞれ、厚生労働省及び日本年金機構において必要な対応を行っているところであり、現時点において、御指摘の「厚生労働省監察本部の事務局体制の強化」等について措置することは考えてゐない。

四について

「文部科学省にも類似の組織を設置すべきではないか」とのお尋ねについては、「類似の組織」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、文部科学省においては、平成三十一年四月一日から文部科学省本省の内部部局等の内部組織に関する訓令（平成三十三年文部科学省訓令第十五号）に基づく組織として、職員の職務遂行の適正の確保等をつかさどる省改革推進・コンプライアンス室を大臣官房に置くこととしたところである。

また、「いづれの組織も・・・外部有識者を事務局に迎えるべきではないか」とのお尋ねについては、国の行政機関における当該行政機関の職員に対する監察等を所掌事務とする組織の在り方については、各府省において適切に判断してゐるものと考えてゐる。

平成三十一年三月二十七日提出
質問 第一一七号

教員が生徒をバリカンで丸刈りにすることは体罰に当たるのかに関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

教員が生徒をバリカンで丸刈りにすることとは体罰に当たるのかに関する質問主意書

山口県立下松工業高校一年の男子生徒が、担任の四十代男性教員から頭を丸刈りにされたとし

て、クラスの生徒と保護者が教員の懲戒免職を求める嘆願書を山口県教育委員会に提出したと報じられてゐます。

政府は、質問主意書への回答に当たり、個別の事案には回答は差し控えるとの考え方をとつてゐるようなので、この件についての回答を求めるものではないことを前提に以下、政府の見解を伺います。

一 学校教育法第十一条で体罰が禁止されているが、教員が生徒の懲戒を目的として、その生徒の頭髪をバリカンで刈るなど散髪する行為は、身体に対する侵害となり、学校教育法第十一条で禁止されている体罰に該当するのかどうか、政府の見解を伺います。

二 校則で頭髪について定めがある場合に、この校則に従わせることを目的として同様の行為をする場合はどうか、政府の見解を伺います。

内閣衆質一九八第一一七号
平成三十一年四月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出教員が生徒をバリカンで丸刈りにすることは体罰に当たるのかに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出教員が生徒をバリカンで丸刈りにすることは体罰に当たるのかに関する質問に対する答弁書

一及び二について

教員等が児童生徒に対して行つた懲戒行為が学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十一条ただし書の規定により禁止されている体罰に該当するかどうかは、「体罰の禁止及び児童

の日に、縦覧に供された指定の案について、環境大臣に意見書を提出することができる。

6 環境大臣は、前項の規定により縦覧に供された指定の案について異議がある旨の意見書の提出があつたとき、又は当該沖合海底自然環境保全地域の指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

る

7 第十四条第四項及び第五項の規定は沖合海底

自然環境保全地域の指定及び指定の解除並にその区域の変更について、第三項前段の規定は沖合海底自然環境保全地域の指定の解除及びその区域の変更について、同項後段及び前三項の規定は沖合海底自然環境保全地域の拡張に関するものである。それぞれ準用する。

（沖合海底自然環境保全地域に関する保全計画の決定）

第三十五条の三 沖合海底自然環境保全地域に関

する保全計画（沖合海底自然環境保全地域における自然環境の保全のための規制、調査その他の事項に関する計画をいう。以下同じ）は、環境大臣が決定する。

2 沖合海底自然環境保全地域に関する保全計画
には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 保全すべき自然環境の特質その他当該地域
における自然環境の保全に関する基本的な事

項 二 当該地域における自然環境の特質に即して、特に保全を図るべき区域（以下「沖合海底特別地区」という。）の指定に関する事項

三 当該地域における自然環境の保全のための

規制に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、当該地域にお

ける自然環境の保全のための調査に関する事

項その他の当該地域における自然環境の保全に
関し必要な事項

3 第十五条第二項の規定は沖合海底自然環境保全
全地域に関する保全計画の決定、廃止及び変更
について、前条第三項前段の規定は沖合海底自
然環境保全地域に関する保全計画の廃止及び変
更について、同条第四項から第六項までの規定
は沖合海底自然環境保全地域に関する保全計画
の決定及び変更(前項第二号又は第三号に掲げ
る事項に係る変更に限る。)について、それぞれ
準用する。

第二節 保全

(沖合海底特別地区)

第三十五条の四 環境大臣は、沖合海底自然環境
保全地域に関する保全計画に基づいて、その区
域内に、沖合海底特別地区を指定することがで
きる。

2 第十四条第四項及び第五項の規定は、沖合海
底特別地区の指定及び指定の解除並びにその区
域の変更について準用する。

3 沖合海底特別地区内においては、次に掲げる
行為(以下この章及び第五十六条第六号におい
て「特定行為」という。)は、環境大臣の許可を受
けなければ、してはならない。

一 鉱物を掘採すること。

二 鉱物の探査を行うことであつて環境大臣が
経済産業大臣の同意を得て定める方法による
もの

三 海底に生息し、又は生育する動植物を捕獲
し、又は採取することであつて環境大臣が農
林水産大臣の同意を得て定める方法によるも
の

四 前三号に掲げるもののほか、沖合海底自然
環境保全地域における自然環境の保全に影響

を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるも
の

4 第十七条第二項の規定は、前項の許可につい
て準用する。

5 環境大臣は、特定行為で当該特定行為に伴う
海底の形質の変更が沖合海底特別地区における
自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ない
ことその他の環境省令で定める基準に適合しな
いものについては、第三項の許可をしてはなら
ない。

6 第三項の規定により特定行為が規制されるこ
となつた時において既に当該特定行為に着手
している者は、その規制されることとなつた日
から起算して六月間は、同項の規定にかかわら
ず、引き続き当該特定行為をすることができ
る。

7 前項に規定する者が同項の期間内に当該特定
行為について環境大臣に届け出たときは、第三
項の許可を受けたものとみなす。

8 特定行為のうち、沖合海底特別地区における
自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないも
ので環境省令で定めるものについては、第三項
の規定は、適用しない。

(沖合海底特別地区に含まれない区域)

第三十五条の五 沖合海底自然環境保全地域の区
域のうち沖合海底特別地区に含まれない区域内
において特定行為をしようとする者は、あらか
じめ、環境大臣に対し、環境省令で定めるところ
により、特定行為の種類、場所、施行方法及び
着手予定日その他環境省令で定める事項を届
け出なければならぬ。

2 環境大臣は、前項の規定による届出があつた
場合において、沖合海底自然環境保全地域にお
ける自然環境の保全のために必要があると認め
るときは、その届出をした者に対して、その届

出があつた日から起算して三十日以内に限り、
当該自然環境の保全のために必要な限度におい
て、その届出に係る特定行為を禁止し、若しく
は制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ず
ることができる。

3 第一項の規定による届出をした者は、その届
出をした日から起算して三十日を経過した後で
なければ、当該届出に係る特定行為に着手して
はならない。

4 第二十八条第三項及び第五項の規定は、第一
項の規定による届出について準用する。この場
合において、同条第三項中「前項」とあるのは
「第三十五条の五第二項」と、同条第五項中「前
項」とあるのは「第三十五条の五第三項」と読み
替へるものとする。

5 次に掲げる行為については、第一項、第二項
及び前項において準用する第二十八条第三項の
規定は、適用しない。

一 特定行為のうち、沖合海底自然環境保全地
域における自然環境の保全に支障を及ぼすお
それがないもので環境省令で定めるもの
二 沖合海底自然環境保全地域が指定され、又
はその区域が拡張された際着手している特定
行為

(報告及び検査等)

第三十五条の六 環境大臣は、沖合海底自然環境
保全地域における自然環境の保全のために必要
な限度において、船舶の船長その他の特定行為
に関係があると認められる者に対し、特定行為
の実施状況その他必要な事項について報告を求
め、又はその職員に、船舶その他の必要な場所
に立ち入り、特定行為の実施状況を検査させ、
若しくは当該特定行為の自然環境に及ぼす影響
を調査させることができる。

2 第二十九条第二項及び第三項の規定は、前項

の規定による立入検査又は立入調査について準
用する。

(準用)

第三十五条の七 第十八条の規定は沖合海底自然
環境保全地域の区域内における特定行為に対す
る命令について、第二十一条の規定は当該区域
内において国の機関又は地方公共団体が行う特
定行為について、それぞれ準用する。この場合
において、第十八条第一項中「前条第一項の規
定に違反し、又は同条第二項の規定により許可
に付された条件」とあるのは「第三十五条の四第
三項の規定に違反し、若しくは同条第四項にお
いて準用する前条第二項の規定により許可に付
された条件に違反した者、第三十五条の五第一
項の規定による届出をせず、第三十五条の四第
三項に規定する特定行為をした者又は第三十五
条の五第二項の規定による処分」と、第二十一
条第一項中「第十七条第一項ただし書又は第十
九条第三項第五号」とあるのは「第三十五条の四
第三項」と、同条第二項中「第十七条第三項」と
あるのは「第三十五条の五第一項」と、「したと
き」とあるのは「しようとするとき」と読み替え
るものとする。

第三節 雑則

(科学的知見の充実のための措置)

第三十五条の八 国は、沖合の区域の生物の多様
性の確保その他の自然環境の保全に関する科学
的知見の充実を図るため、これらに関する情報
の収集、整理及び分析並びに研究の推進その他
必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
い。

(関係行政機関等の協力)

第三十五条の九 環境大臣は、この法律の目的を
達成するため必要があると認めるときは、関係
行政機関の長、関係地方公共団体の長、関係す

る独立行政法人(独立行政法人通則法平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)の長その他の関係者に対し、沖合の区域の生物の多様性の確保その他の自然環境の保全に関し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(連絡及び協力)

第三十五条の十 環境大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣は、この法律の施行に当たつては、沖合海底自然環境保全地域における自然環境の保全に関する事項について、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

(準用)

第三十五条の十一 第三十二条の規定は第三十五条の四第三項又は第三十五条の五第二項の規定による環境大臣の処分について、第三十三条第一項から第三項まで及び第三十四条の規定は第三十五条の四第三項の許可を得ることができないため、同条第四項において準用する第十七条第二項の規定により許可に条件を付されたため、又は第三十五条の五第二項の規定による処分を受けたため損失を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、第三十四条第一項中「前条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)」とあるのは、「第三十五条の十一において準用する前条第三項」と読み替えるものとする。

(配慮)

第三十五条の十二 沖合海底自然環境保全地域に関する規定の適用に当たつては、当該地域において行われる漁業その他の生業の安定に配慮しなければならない。

第四十三条第一項中「自然環境保全地域」の下に「沖合海底自然環境保全地域」を加え、「若し

くは海域特別地区を」、「海域特別地区若しくは沖合海底特別地区」に、「若しくは自然環境保全地域に関する保全計画を」、「自然環境保全地域に関する保全計画若しくは沖合海底自然環境保全地域に関する保全計画」に、「若しくは第二十七条第五項を」、「第二十七条第五項若しくは第三十五条の四第五項」に改める。

第五十三条第二号中「第三十条の下に」又は第三十五条の七を、「違反した者」の下に「次条に規定する者を除く。」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第五十三条の二 外国船舶(船舶法明治三十二年法律第四十六号)第一条に規定する日本船舶以外の船舶をいう。以下同じ。において第三十条又は第三十五条の七において準用する第十八条第一項又は第二項の規定による命令(第三十条において準用する場合にあつては、海域における行為に対するものに限る。)に違反した者は、千円以下の罰金に処する。

第五十四条第一号中「及び第二十七条第四項を」、「第二十七条第四項及び第三十五条の四第四項」に改め、「違反した者」の下に「(次条第二号に規定する者を除く。)」を加え、同条第二号中「又は第二十七条第三項を」、「第二十七条第三項又は第三十五条の四第三項」に改め、「違反した者」の下に「(次条第一号に規定する者を除く。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第五十四条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五百万円以下の罰金に処する。
一 外国船舶において第二十七条第三項又は第三十五条の四第三項の規定に違反した者
二 外国船舶において第二十七条第四項又は第三十五条の四第四項において準用する第十七条第二項の規定により許可に付された条件に違反した者

第五十五条中「の規定を」又は第三十五条の五第二項の規定に改める。

第五十六条第一号中「又は第二十九条第一項を」、「第二十九条第一項又は第三十五条の六第一項」に改め、同条第二号中「した者」を「して、同項各号に掲げる行為をした者」に改め、同条第三号中「の規定を」又は第三十五条の五第三項の規定に改め、同条第四号中「の規定を」又は第三十五条の六第一項の規定に改め、同条に次の一号を加える。

六 第三十五条の五第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、特定行為をした者
本則に次の一条及び一章を加える。

(第一審の裁判権の特例)

第五十九条 第五十三条の二及び第五十四条の二の罪に係る訴訟の第一審の裁判権は、地方裁判所にも属する。

第九章 外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等

(外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等)
第六十条 司法警察員である者であつて政令で定めるもの(以下「取締官」という。)は、次に掲げる場合には、当該船舶の船長(船長に代わつてその職務を行う者を含む。)及び違反者(当該船舶の乗組員に限る。以下同じ。)に対し、遅滞なく、次項に掲げる事項を告知しなければならない。

一 海域における第五十三条の二、第五十四条の二、第五十五条、第五十六条第一号から第四号まで若しくは第六号又は第五十七条(第五十三号の二、第五十四号の二、第五十五号並びに第五十六号第一号から第四号まで及び第六号の違反行為に係る部分に限る。)の罪に当たる事件であつて外国船舶に係るもの(以下「事件」という。)に関し、船長その他の乗組員の逮捕が行われた場合
二 前号に掲げる場合のほか、事件に関して船舶又は船舶の国籍を証する文書その他の船舶の航行のために必要な文書(次項第一号において「船舶国籍証書等」という。)の押収が行われた場合であつて船長その他の乗組員が前号に規定する罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認められるとき。

二 提供すべき担保金の額
三 前項第二号の担保金の額は、事件の種別及び態様その他の情状に応じ、政令で定めるところにより、主務大臣の定める基準に従つて、取締官が決定するものとする。
第六十一条 前条第一項の規定により告知した額の担保金又はその提供を保証する書面が政令で定めるところにより主務大臣に対して提供されたときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を取締官又は検査官に通知するものとする。

二 取締官は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者を釈放し、及び押収物を返還しなければならない。
三 検査官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

第六十二条 担保金は、主務大臣が保管する。

2 担保金は、事件に関する手続において、違反者がその求められた期日及び場所に出頭せず、又は返還された押収物で提出を求められたものがその求められた期日及び場所に提出されなかったときは、当該期日の翌日から起算して一月を経過した日に、国庫に帰属する。ただし、当該期日の翌日から起算して一月を経過する日までに、当該期日の翌日から起算して三月を経過する日以前の特定の日に出現し又は当該押収物を提出する旨の申出があつたときは、この限りでない。 3 前項ただし書の場合において、当該申出に係る特定の日に違反者が出頭せず、又は当該押収物が提出されなかつたときは、担保金は、その日の翌日に、国庫に帰属する。 4 担保金は、事件に関する手続が終結した場合その他のその保管を必要としない事由が生じた場合には、返還する。 (主務省令への委任) 第六十三条 前三条の規定の実施のため必要な手続その他の事項は、主務省令で定める。 (主務大臣等) 第六十四条 第六十条から第六十二条までにおける主務大臣及び前条における主務省令は、政令で定める。	全法(以下「新法」という。)第十二条の規定の例により、同条第一項の自然環境の保全を図るための基本方針を定めることができる。 2 前項の規定により定められた新法第十二条第一項の自然環境の保全を図るための基本方針は、施行日において同条の規定により定められたものとみなす。 3 環境大臣は、新法第三十五条の二第一項の規定による指定及び新法第三十五条の三第一項の規定による決定のため、施行日前において、関係地方公共団体の長及び中央環境審議会の意見の聴取その他の必要な準備行為をすることが出来る。 4 新法第三十五条の四第五項の環境省令の制定又は変更及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新法第四十三条第一項の規定の例により行うことができる。 (罰則に関する経過措置) 第三条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任) 第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 (検討) 第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正) 第六条 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。	第一条第二号ヲ中「同法」の下に「第三十五条の十一及び」を加える。 第四十五条第四項中「自然環境保全地域」の下に「沖合海底自然環境保全地域を加え、同条第五項中「における」を「又は沖合海底自然環境保全地域における」に、「又は第二十七条第四項を「第二十七条第四項又は第三十五条の四第四項」に、「附せられた」を「付された」に改める。 (地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律の一部改正) 第七条 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成二十二年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。 第四条第六項第二号中「若しくは第二十七条第三項を「第二十七条第三項若しくは第三十条の四第三項」に、「の届出」を「若しくは第三十条の五第一項の届出」に改め、同項第三号中「第三十条の下に」及び「第三十五条の七」を加え、「又は第二十七条第三項を「第二十七条第三項又は第三十五条の四第三項」に改める。 第七条第一項中「という。」の下に「又は同法第三十五条の二第一項の規定による沖合海底自然環境保全地域(次項において「沖合海底自然環境保全地域」という。)を加え、「又は第二十七条第三項を「第二十七条第三項又は第三十五条の四第三項」に改め、同条第二項中「の区域内」を「又は沖合海底自然環境保全地域の区域内」に、「及び同法第三十条」を「及び第三十五条の五第一項の規定並びに同法第三十条及び第三十五条の七」に、「又は第二十七条第三項を「第二十七条第三項又は第三十五条の四第三項」に改める。	(地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律の一部改正) 第八条 地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律(平成二十六年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。 第四条第六項第二号中「若しくは第二十七条第三項を「第二十七条第三項若しくは第三十条の四第三項」に、「の届出」を「若しくは第三十条の五第一項の届出」に改め、同項第三号中「第三十条の下に」及び「第三十五条の七」を加え、「又は第二十七条第三項を「第二十七条第三項又は第三十五条の四第三項」に改める。 第七条第一項中「という。」の下に「又は同法第三十五条の二第一項の規定により沖合海底自然環境保全地域として指定された区域(次項において「沖合海底自然環境保全地域」という。)」を加え、「又は第二十七条第三項を「第二十七条第三項又は第三十五条の四第三項」に改め、同条第二項中「の区域内」を「又は沖合海底自然環境保全地域の区域内」に、「及び同法第三十条」を「及び第三十五条の五第一項の規定並びに同法第三十条及び第三十五条の七」に、「又は第二十七条第三項を「第二十七条第三項又は第三十五条の四第三項」に改める。
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。 (準備行為) 第二条 環境大臣は、この法律の施行の日(以下この条及び次条において「施行日」という。)前において、この法律による改正後の自然環境保	自然環境保全法の一部を改正する法律案及び同報告書	理由 沖合の海底の自然環境の保全を図るため、沖合海底自然環境保全地域の指定及び当該地域内における海底の形質を変更する必要がある特定の行為に対する許可制度の創設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。	平成三十一年四月九日 衆議院会議録第十六号

用費の支給(第三十二條)保育事業業者並びに特定子ども
實施及び特定地域型保育事業業者並びに特定子ども
保育施設及び特定地域型保育事業業者
型・保育施設(第三十一條、第四十二條)
型・保育事業業者(第三十三條、第四十四條)
体制の整備等(第五十五條、第五十七條)
母・子育て支援施設等(第五十八條の二、第五十九條)

子どもに該当する支給認定子どもを満三歳未満保育認定子どもに、「支給認定子どもに係る支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る

教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第二項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第三項第二号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第五項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第六項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第二十八條第一項第一号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第二号及び第三号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第二項各号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第二十九條第一項中「支給認定子ども」(第十九條第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに限る。以下「満三歳未満保育認定子ども」という。)を「満三歳未満保育認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第二項、第三項第二号、第五項及び第六項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第三十條第一項各号列記以外の部分中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」(以下「保育認定子ども」という。)に改め、同項第一号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同項第二号及び第三号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第四号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

第十九條第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

三 満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある小学校就学前子どもであつて、第十九條第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、その保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が第三十條の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援のあつた月の属する年度(政令で定める場合)にあつては、前年度分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含み、同法第三百二十八條の規定によつて課する所得割を除く。以下この号において同じ。)を課せられない者(これに準ずる者として政令で定める者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。次条第七項第二号において「市町村民税世帯非課税者」という)であるもの

(市町村の認定等)

第三十條の五 前条各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子育てのための施設等利用給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すること及びその該当する同条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

2 前項の認定(以下「施設等利用給付認定」という)は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就

学前子どもの保護者が居住地を有しないとき又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の現在地の市町村が行うものとする。

3 市町村は、施設等利用給付認定を行ったときは、内閣府令で定めるところにより、その結果その他の内閣府令で定める事項を当該施設等利用給付認定に係る保護者(以下「施設等利用給付認定保護者」という)に通知するものとする。

4 市町村は、第一項の規定による申請について、当該保護者が子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すると認められないときは、理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。

5 第一項の規定による申請に対する処分は、当該申請のあつた日から三十日以内になければならない。ただし、当該申請に係る保護者の労働又は疾病の状況の調査に日時を要することその他の特別な理由がある場合には、当該申請のあつた日から三十日以内に、当該保護者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間(次項において「処理見込期間」という)及びその理由を通知し、これを延期することができる。

6 第一項の規定による申請をした日から三十日以内に当該申請に対する処分がされないとき、若しくは前項ただし書の規定による通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る保護者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。

7 次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者であつて、その保育認定子どもについて現に施設等給付費、特別施設等給付費、地域型保育給付費又は特別地域型保育給付費の支給を受けて

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

いないものは、第一項の規定にかかわらず、施設等利用給付認定の申請をすることを要しない。この場合において、当該教育・保育給付認定保護者は、子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すること及び当該保育認定子どもが当該各号に定める小学校就学前子どもとの区分に該当することについての施設等利用給付認定を受けたものとみなす。

一 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるものを除く。)に係る教育・保育給付認定保護者 前条第二号に掲げる小学校就学前子ども

二 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるものに限り)又は満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者(その者及びその者と同一の世帯に属する者が市町村民税世帯非課税者である場合に限る。) 前条第三号に掲げる小学校就学前子ども

(施設等利用給付認定の有効期間)
第三十条の六 施設等利用給付認定は、内閣府令で定める期間(以下「施設等利用給付認定の有効期間」という。)内に限り、その効力を有する。
(届出)

第三十条の七 施設等利用給付認定保護者は、施設等利用給付認定の有効期間内において、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その労働又は疾病の状況その他の内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

(施設等利用給付認定の変更)

第三十条の八 施設等利用給付認定保護者は、現に受けている施設等利用給付認定に係る小学校就学前子ども(以下「施設等利用給付認定子ども」という。)の該当する第三十条の四各号に掲げる小学校就学前子どもとの区分その他の内閣府令で定める事項を変更する必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、施設等利用給付認定の変更の認定を申請することができる。

2 市町村は、前項の規定による申請により、施設等利用給付認定保護者につき、必要があると認めるときは、施設等利用給付認定の変更の認定を行うことができる。

3 第三十条の五第二項から第六項までの規定は、前項の施設等利用給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 市町村は、職権により、施設等利用給付認定保護者につき、第三十条の四第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもが満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した日以後引き続き同一の特定子ども・子育て支援施設等(第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。)を利用するときその他必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、施設等利用給付認定の変更の認定を行うことができる。

5 第三十条の五第二項及び第三項の規定は、前項の施設等利用給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(施設等利用給付認定の取消し)

第三十条の九 施設等利用給付認定を行った市町

村は、次に掲げる場合には、当該施設等利用給付認定を取り消すことができる。

一 当該施設等利用給付認定に係る満三歳未満の小学校就学前子どもが、施設等利用給付認定の有効期間内に、第三十条の四第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。

二 当該施設等利用給付認定保護者が、施設等利用給付認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。

三 その他政令で定めるとき。

2 市町村は、前項の規定により施設等利用給付認定の取消しを行ったときは、理由を付して、その旨を当該取消しに係る施設等利用給付認定保護者に通知するものとする。
(内閣府令への委任)

第三十条の十 この款に定めるもののほか、施設等利用給付認定の申請その他の手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第三款 施設等利用費の支給

第三十条の十一 市町村は、施設等利用給付認定子どもが、施設等利用給付認定の有効期間内において、市町村長が施設等利用費の支給に係る施設又は事業として確認する子ども・子育て支援施設等(以下「特定子ども・子育て支援施設等」という。)から当該確認に係る教育・保育その他の子ども・子育て支援(次の各号に掲げる子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもが受けるものに限る。以下「特定子ども・子育て支援」という。)を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者に対し、当該特定子ども・子育て

て支援に要した費用(食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち内閣府令で定める費用を除く。)について、施設等利用費を支給する。

一 認定子ども園 第三十条の四各号に掲げる小学校就学前子ども

二 幼稚園又は特別支援学校 第三十条の四第一号若しくは第二号に掲げる小学校就学前子ども又は同条第三号に掲げる小学校就学前子ども(満三歳以上のものに限り。)

三 第七条第十項第四号から第八号までに掲げる子ども・子育て支援施設等 第三十条の四第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子ども

2 施設等利用費の額は、一月につき、第三十条の四各号に掲げる小学校就学前子どもとの区分ごとに、子どものための教育・保育給付との均衡、子ども・子育て支援施設等の利用に要する標準的な費用の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額とする。

3 施設等利用給付認定子どもが特定子ども・子育て支援施設等から特定子ども・子育て支援を受けたときは、市町村は、当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者が当該特定子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者(以下「特定子ども・子育て支援提供者」という。)に支払うべき当該特定子ども・子育て支援に要した費用について、施設等利用費として当該施設等利用給付認定保護者に支給すべき額の限度において、当該施設等利用給付認定保護者に代わり、当該特定子ども・子育て支援提供者に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、施設等利用給付認定保護者に対し施設等利用費の支給があつたものとみなす。

5 前各項に定めるもののほか、施設等利用費の支給に關し必要な事項は、内閣府令で定める。
第三章の章名及び同章第一節の節名を次のように改める。

第三章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等

第一節 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

第三章第一節第三十一条の前に次の款名を付する。

第一款 特定教育・保育施設

第三十一条第一項中「含む。」の下に「第五十八号の九第二項、第三項及び第六項、第六十五号第四号及び第五号並びに」を、「いう」の下に「第五十八号の四第一項第一号、第五十八号の九第二項並びに第六十五号第三号及び第四号において同じ」を加える。

第三十二条第一項中「この節」を「この款」に改める。

第三十三条第一項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第二項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第四項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「教育・保育(地域型保育を除く。以下この項及び次項において同じ。)」を「特定教育・保育」に改め、「第四十五号第四項」の下に「及び第五十八号の三第一項」を加え、「教育・保育」を「特定教育・保育」に改め、同条第五項中「教育・保育の」を「特定教育・保育の」に改め、同条第六項中「又は」を「及び」に改める。

第三十四条第一項第二号中「設置基準」の下に「(第五十八号の四第一項第二号及び第三号並びに第五十八号の九第二項において「設置基準」とい

う。)」を加え、同条第二項中「この節」を「この款」に改める。

第三十六条中「特定教育・保育施設」の下に「の設置者」を加え、「その」を「当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の」に改める。

第三十八条第一項中「特定教育・保育施設又は」を「特定教育・保育施設若しくは」に改め、同条第二項中「権限について」の下に「それぞれ」を加える。

第四十条第一項第五号中「報告又は」を「報告若しくは」に改める。

第四十一条第三号中「又は」の下に「同項の」を加える。

第四十二条第一項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第三章第二節の節名を削る。

第四十三条の前に次の款名を付する。

第二款 特定地域型保育事業者

第四十四条第二項中「この節」を「この款」に改める。

第四十五条第一項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第六項中「又は」を「及び」に改める。

第四十八条中「その」を「当該特定地域型保育事業者に係る第二十九条第一項の」に改める。

第五十条第一項中「特定地域型保育事業者又は」を「特定地域型保育事業者若しくは」に改め、同条第二項中「権限について」の下に「それぞれ」を加える。

第五十二条第一項第五号中「報告又は」を「報告若しくは」に改める。

第五十三条第三号中「又は」の下に「同項の」を加える。

育・保育給付認定保護者」に改める。
第三章第三節の節名を削る。
第五十五条の前に次の款名を付する。
第三款 業務管理体制の整備等
第五十五条第三項中「この節」を「この款」に改める。
第五十六条第五項中「権限について」の下に「それぞれ」を加える。
第三章第四節の節名を削る。
第五十八条の前に次の款名を付する。
第四款 教育・保育に関する情報の報告及び公表
第三章に次の一節を加える。
第二節 特定子ども・子育て支援施設等(特定子ども・子育て支援施設等の確認
第五十八号の二 第三十条の十一第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、子ども・子育て支援施設等である施設を設置者又は事業を行う者の申請により、市町村長が行う。
(特定子ども・子育て支援提供者の責務)
第五十八号の三 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもに対し適切な特定子ども・子育て支援を提供するとともに、市町村、児童相談所、児童福祉施設、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質な特定子ども・子育て支援を小学校就学前子どもに置かれている状況その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。
2 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校就学前子ども的人格を尊重するとともに、この法律及びこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。
(特定子ども・子育て支援施設等の基準)
第五十八号の四 特定子ども・子育て支援提供者は、次の各号に掲げる子ども・子育て支援施設

等の区分に応じ、当該各号に定める基準を遵守しなければならない。

一 認定子ども園 認定子ども園法第三十一条の規定により都道府県(指定都市等所在認定子ども園(都道府県が単独又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人が設置するものを除く。))については、当該指定都市等。以下この号において同じ。)の条例で定める要件(当該認定子ども園が同項の認定を受けたものである場合に限り。)、同条第三項の規定により都道府県の条例で定める要件(当該認定子ども園が同項の認定を受けたものである場合に限り。)

二 幼稚園 設置基準(幼稚園に係るものに限る。)

三 特別支援学校・設置基準(特別支援学校に係るものに限る。)

四 第七号第十項第四号に掲げる施設 同号の内閣府令で定める基準

五 第七号第十項第五号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

六 第七号第十項第六号に掲げる事業 児童福祉法第三十四条の十三の厚生労働省令で定める基準(第五十八号の九第三項において「一時預かり事業基準」という。)

七 第七号第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

八 第七号第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

2 特定子ども・子育て支援提供者は、内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営

に関する基準に従い、特定子ども・子育て支援を提供しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。

(変更の届出)

第五十八条の五 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地その他の内閣府令で定める事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(確認の辞退)

第五十八条の六 特定子ども・子育て支援提供者は、三月以上の予告期間を設けて、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る第三十条の十一第一項の確認を辞退することができる。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、前項の規定による確認の辞退をするときは、同項に規定する予告期間の開始日の前一月以内に当該特定子ども・子育て支援を受けていた者であつて、確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定子ども・子育て支援に相当する教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を希望する者に対し、必要な教育・保育その他の子ども・子育て支援が継続的に提供されるよう、他の特定子ども・子育て支援提供者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(市町村長等による連絡調整又は援助)

第五十八条の七 市町村長は、特定子ども・子育て支援提供者による前条第二項に規定する便宜

の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該特定子ども・子育て支援提供者及び他の特定子ども・子育て支援提供者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該特定子ども・子育て支援提供者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 第三十七条第二項及び第三項の規定は、特定子ども・子育て支援提供者による前条第二項に規定する便宜の提供について準用する。

(報告等)

第五十八条の八 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは特定子ども・子育て支援提供者若しくは特定子ども・子育て支援提供者であつた者若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員であつた者(以下この項において「特定子ども・子育て支援提供者であつた者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定子ども・子育て支援提供者若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員若しくは特定子ども・子育て支援提供者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に關係者に対して質問させ、若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所、特定子ども・子育て支援提供者の事務所その他特定子ども・子育て支援施設等の運営に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十三条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(勧告、命令等)

第五十八条の九 市町村長は、特定子ども・子育て支援提供者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 第七条第十項各号(第一号から第三号まで及び第六号を除く。以下この号において同じ。)に掲げる施設又は事業の区分に応じ、当該各号の内閣府令で定める基準に従つて施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

二 第五十八条の四第二項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従つて施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

三 第五十八条の六第二項に規定する便宜の提供を施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

2 市町村長は、特定子ども・子育て支援施設等である幼稚園又は特別支援学校の設置者(国及び地方公共団体(公立大学法人を含む。次項及び第六項において同じ。)を除く。)が設置基準(幼稚園又は特別支援学校に係るものに限る。)に従つて施設等利用費の支給に係る施設として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該幼稚園又は特別支援学校に係る学校教育法第四条第一項の認可を行つた都道府県知事に通知しなければならない。

3 市町村長(指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。)は、特定子ども・子育て支援施設等である第七条第十項第六号に掲げる事業を行う者(国及び地方公共団体を除く。)が一時預かり事業基準に従つて施設等利用費の支給に係る事業として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該同号に掲げる事業に係る児童福祉法第三十四条の十二第一項の規定による届出を受けた都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村長は、第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定子ども・子育て支援提供者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた特定子ども・子育て支援提供者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

6 市町村長(指定都市等所在届出保育施設(指定都市等又は児童相談所設置市の区域内に所在する第七条第十項第四号に掲げる施設をいい、都道府県が設置するものを除く。第二号及び次条第一項第二号において同じ。))については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除き、指定都市等所在認定子ども園において行われる第七条第十項第五号に掲げる事業については当該指定都市等の長を除き、指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われる同項第六号又は第七号に掲げる事業については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。)は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を

公示するとともに、遅滞なく、その旨を、次の各号に掲げる子ども・子育て支援施設等(国又は地方公共団体が設置し、又は行うものを除く。)の区分に応じ、当該各号に定める認可若しくは認定を行い、又は届出を受けた都道府県知事に通知しなければならない。

一 幼稚園又は特別支援学校 当該施設に係る学校教育法第四条第一項の認可

二 第七條第十項第四号に掲げる施設(指定都市等所在届出保育施設を除く。) 当該施設に係る児童福祉法第五十九條の二第一項の規定による届出

三 第七條第十項第五号に掲げる事業 当該事業が行われる次のイ又はロに掲げる施設の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める認可又は認定

イ 認定こども園(指定都市等所在認定こども園を除く。) 当該施設に係る認定こども園法第十七條第一項の認可又は認定子ども園法第三條第一項若しくは第三項の認定

ロ 幼稚園又は特別支援学校 当該施設に係る学校教育法第四条第一項の認可

四 第七條第十項第六号に掲げる事業(指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われるものを除く。) 当該事業に係る児童福祉法第三十四條の十二第一項の規定による届出

五 第七條第十項第七号に掲げる事業(指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われるものを除く。) 当該事業に係る児童福祉法第三十四條の十八第一項の規定による届出

(確認の取消し等)
第五十八條の十 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る第三十條の十一第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 特定子ども・子育て支援提供者が、第五十八條の三第二項の規定に違反したと認められるとき。

二 特定子ども・子育て支援提供者(認定こども園の設置者及び第七條第十項第八号に掲げる事業を行う者を除く。)が、前条第六項各号に掲げる子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める認可若しくは認定を受け、又は届出を行った施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったと当該認可若しくは認定を行い、又は届出を受けた都道府県知事(指定都市等所在届出保育施設については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とし、指定都市等所在認定こども園においては行われる第七條第十項第五号に掲げる事業については当該指定都市等の長とし、指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。)が認めたとき。

三 特定子ども・子育て支援提供者(第七條第十項第四号に掲げる施設の設置者又は同項第五号、第七号若しくは第八号に掲げる事業を行う者に限る。)が、それぞれ同項第四号、第五号、第七号又は第八号の内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったとき。

四 特定子ども・子育て支援提供者が、第五十八條の四第二項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったとき。

五 特定子ども・子育て支援提供者が、第五十八條の八第一項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 特定子ども・子育て支援提供者又は特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員が、第五十八條の八第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定子ども・子育て支援提供者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七 特定子ども・子育て支援提供者が、不正の手段により第三十條の十一第一項の確認を受けたとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、特定子ども・子育て支援提供者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、特定子ども・子育て支援提供者が、教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十 特定子ども・子育て支援提供者が法人である場合において、当該法人の役員若しくはその長又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに過去五年以内に教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十一 特定子ども・子育て支援提供者が法人でない場合において、その管理者が過去五年以内に教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十二 前項の規定により第三十條の十一第一項の確認を取り消された子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者(政令で定める者を除く。)及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消の日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第五十八條の二の申請をすることができない。

(公示)
第五十八條の十一 市町村長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地その他の内閣府令で定める事項を公示しなければならない。

一 第三十條の十一第一項の確認をしたとき。

二 第五十八條の六第一項の規定による第三十條の十一第一項の確認の辞退があったとき。

三 前条第一項の規定により第三十條の十一第一項の確認を取り消し、又は同項の確認の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

(都道府県知事に対する協力要請)
第五十八條の十二 市町村長は、第三十條の十一第一項及び第五十八條の八から第五十八條の十までに規定する事務の執行及び権限の行使に関

し、都道府県知事に對し、必要な協力を求めることができる。

第五十九条第二号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」(第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。以下この号及び附則第六条において「保育認定子ども」という。)を「保育認定子ども」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者のうち、その属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するものに對し、当該教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者が支払うべき次に掲げる費用の全部又は一部を助成する事業

イ 当該教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育(以下このイにおいて「特定教育・保育等」という。)を受けた場合における日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるもの

ロ 当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用給付認定子どもが特定子ども・子育て支援特定子ども・子育て支援施設等である認定子ども園又は幼稚園が提供するものに限る。)を受けた場合における食事の提供に要する費用として内閣府令で定めるもの

第六十条第二項第一号中「子ども・子育て支援給付」を「子どものための教育・保育給付」に改

め、「確保」の下に、「子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保」を加える。

第六十一条第二項第三号中「子ども・子育て支援給付」を「子どものための教育・保育給付」に改め、同項に次の一号を加える。

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

第六十二条第二項第二号中「子ども・子育て支援給付」を「子どものための教育・保育給付」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項

第六十五条中第三号を第六号とし、第二号の次に次の三号を加える。

三 市町村(市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。次号及び第五号において同じ。)が設置する特定子ども・子育て支援施設等(認定子ども園、幼稚園及び特別支援学校に限る。)に係る施設等利用費の支給に要する費用

四 国、都道府県(都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。次号及び次条第二号において同じ。)又は市町村が設置し、又は行う特定子ども・子育て支援施設等(認定子ども園、幼稚園及び特別支援学校を除く。)に係る施設等利用費の支給に要する費用

五 国、都道府県及び市町村以外の者が設置し、又は行う特定子ども・子育て支援施設等に係る施設等利用費の支給に要する費用

第六十六条中「都道府県が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特例施設型給付

費の支給に要する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 都道府県が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の支給に要する費用

二 都道府県が設置する特定子ども・子育て支援施設等(認定子ども園、幼稚園及び特別支援学校に限る。)に係る施設等利用費の支給に要する費用

第六十六条の二第二項中「負担すべきもの」の下に「算定の基礎となる額」を加え、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条を第六十六条の三とする。

第六十六条の次に次の一条を加える。
(国の支弁)

第六十六条の二 国(国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。)が設置する特定子ども・子育て支援施設等(認定子ども園、幼稚園及び特別支援学校に限る。)に係る施設等利用費の支給に要する費用は、国の支弁とする。

第六十七条第二項中「同条第三号」を「同条第六号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県は、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第四号及び第五号に掲げる費用のうち、国及び都道府県が負担すべきものの算定の基礎となる額として政令で定めるところにより算定した額の四分の一を負担する。

第六十八条第二項中「同条第三号」を「同条第六号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国は、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第四号及

び第五号に掲げる費用のうち、前条第二項の政令で定めるところにより算定した額の二分の一を負担するものとし、市町村に對し、国が負担する額を交付する。

第七十条第二項中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第七十八条第一項中「を受ける権利及び」を「及び子育てのための施設等利用給付を受ける権利並びに」に改め、同条第二項中「の支給を」及び子育てのための施設等利用給付の支給」に改める。

第八十三条中「第十五条第一項」の下に「第三十条の三において準用する場合を含む。以下この条において同じ。」を加える。

第八十四条中「又は第五十条第一項」を「第五十条第一項若しくは第五十八条の八第一項」に改める。

第八十六条中「第十五条第二項の下に」(第三十条の三において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)を加える。

第八十七条第一項中「第十三条第一項」の下に「第三十条の三において準用する場合を含む。以下この項において同じ。」を加え、「同項」を「第十三条第一項」に改め、同条第二項中「第十四条第一項」の下に「(第三十条の三において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)を加え、」又は「同項」を「又は第十四条第一項」に改める。

附則第六条第四項から第六項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

附則第九条第一項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第一号イ、第二号イ(1)及びロ(1)並びに第三号イ(1)及びロ(1)中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

附則に次の十一條を加える。

(子ども・子育て支援臨時交付金の交付)
第十五条 国は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(平成三十一年法律第 号。次項及び附則第二十二条において「平成三十一年改正法」という。)の施行により地方公共団体の子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業に要する費用についての負担が増大すること並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十九号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行による地方公共団体の地方消費税及び地方消費税交付金(地方税法第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金をいう。)の増収見込額(次項において「地方消費税増収見込額」という。)が平成三十一年度において平成三十二年以降の各年度に比して過小であることに対処するため、平成三十一年度限り、都道府県及び市町村に対して、子ども・子育て支援臨時交付金を交付する。

2 子ども・子育て支援臨時交付金の総額は、平成三十一年改正法の施行により増大した平成三十一年度における地方公共団体の子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業に要する費用の状況並びに同年度における地方消費税増収見込額の状況を勘案して予算で定める額(次項及び附則第二十一条第二項において「子ども・子育て支援臨時交付金総額」という。)とする。

3 各都道府県又は各市町村に対して交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の額は、子ども・子育て支援臨時交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県又は各市町村に係る次に掲げる額の合算額により按分した額とする。

一 平成三十一年度における子ども・子育て支援給付に要する費用(教育・保育給付認定保護者及び施設等利用給付認定保護者の経済的負担の軽減に要する費用として総務省令で定める費用に限る。)のうち、各都道府県又は各市町村が負担すべき費用に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額
二 平成三十一年度における地域子ども・子育て支援事業に要する費用(施設等利用給付認定保護者の経済的負担の軽減に要する費用として総務省令で定める費用に限る。)のうち、各都道府県又は各市町村が負担すべき費用に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額

(子ども・子育て支援臨時交付金の算定の時期等)
第十六条 総務大臣は、前条第三項の規定により各都道府県又は各市町村に交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の額を、平成三十二年三月中に決定し、これを当該都道府県又は当該市町村に通知しなければならない。

(子ども・子育て支援臨時交付金の交付時期)
第十七条 子ども・子育て支援臨時交付金は、平成三十二年三月に交付する。

(子ども・子育て支援臨時交付金の算定及び交付に関する都道府県知事の義務)
第十八条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村に対し交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の額の算定及び交付に関する事務を取り扱わなければならない。

(子ども・子育て支援臨時交付金の額の算定に用いる資料の提出等)
第十九条 都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該都道府県の子ども・子育て支援臨時交付金の額の算定に用いる資料を総務大臣

臣に提出しなければならない。

2 市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該市町村の子ども・子育て支援臨時交付金の額の算定に用いる資料を都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、都道府県知事は、当該資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

(子ども・子育て支援臨時交付金の使途)
第二十条 都道府県及び市町村は、交付を受けた子ども・子育て支援臨時交付金の額を、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるものとする。

(交付税及び譲与税配付金特別会計における子ども・子育て支援臨時交付金の経理等)
第二十一条 子ども・子育て支援臨時交付金の交付に関する経理は、平成三十一年度限り、特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号。以下この条において「特別会計法」という。)第二十一条の規定にかかわらず、交付税及び譲与税配付金特別会計(以下この条において「交付税特別会計」という。)において行うものとする。

2 子ども・子育て支援臨時交付金総額は、特別会計法第六条の規定にかかわらず、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

3 特別会計法第二十三条及び附則第十一条の規定によるほか、前項の規定による一般会計からの繰入金は平成三十一年度における交付税特別会計の歳入とし、子ども・子育て支援臨時交付金は同年度における交付税特別会計の歳出とする。

(基準財政需要額の算定方法の特例)
第二十二条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第十条第三号に掲げる経費のうち、平成三十一年改正法の施行により増大した平成三十一年度における地方公共団体の子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に要する費用については、同法第十一条の二の規定にかかわらず、地方公共団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入しない。

(地方財政審議会の意見の聴取)
第二十三条 総務大臣は、子ども・子育て支援臨時交付金の交付に関する命令の制定又は改廃の立案をしようとする場合及び附則第十六条の規定により各都道府県又は各市町村に交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の額を決定しようとする場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(事務の区分)
第二十四条 附則第十八条及び第十九条第二項後段の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(総務省令への委任)
第二十五条 附則第十五条から前条までに定めるもののほか、子ども・子育て支援臨時交付金の算定及び交付に関し必要な事項は、総務省令で定める。

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条ただし書、第八条から第十条までの規定、附則第十三条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)別表第一の九十四の項及び別表第二の百十六の項の改正規定(別表第一の九十四の項に係る部分に限る。)並びに附則第十四条及び第十七条の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

第二条 この法律を施行するために必要な条例の制定又は改正、この法律による改正後の子ども・子育て支援法(以下「新法」という。)第三十条の五の規定による同条第一項の認定の手続、新法第五十八条の二の規定による新法第三十条の十一第一項の確認の手続その他の行為は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(特定子ども・子育て支援施設等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に存する新法第七條第十項第二号に規定する幼稚園又は同項第三号に規定する特別支援学校については、施行日に、新法第三十条の十一第一項の確認があつたものとみなす。ただし、当該幼稚園又は特別支援学校の設置者が施行日の前日までに、内閣府令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

(児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設に関する経過措置)

第四条 新法第八条に規定する子育てのための施設等利用給付については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第五十九条の二第一項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限り、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたもの並びに新法第七條第十項第四号ハの政令で定める施設を除く。)を同号に掲げる施設とみなして、新法(第五十八條の四第一項(第四号に係る部分に限る。)、第五十八條の九第一項(第一号に係る部分に限る。))及び第五十八條の十第一項(第三号に係る部分に限る。))を除く。の規定を適用する。

部分に限る。))を除く。の規定を適用する。

2 市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)は、施行日から起算して五年を経過する日までの間、当該市町村における保育の需要及び供給の状況その他の事情を勘案して特に必要があるとき、当該市町村の条例で定めるところにより、前項の規定により新法第七條第十項第四号に掲げる施設とみなされる施設に係る新法第三十条の十一第一項の規定による施設等利用費の支給について、同項に規定する特定子ども・子育て支援施設等である当該施設のうち当該市町村の条例で定める基準を満たすものが提供する同項に規定する特定子ども・子育て支援を受けたときに限り、行うものとする。この場合において、当該市町村の条例で定める基準は、同号の内閣府令で定める基準を超えない範囲内において定めるものとする。

3 前項の市町村の条例が定められた場合における第一項の規定の適用については、同項中「新法(第五十八條の四第一項(第四号に係る部分に限る。))、第五十八條の九第一項(第一号に係る部分に限る。))及び」とあるのは、「新法」とする。この場合において、新法第五十八條の四第一項第四号中「同号の内閣府令」とあり、及び新法第五十八條の九第一項第一号中「第七條第十項各号(第一号から第三号まで及び第六号を除く。以下この号において同じ。))に掲げる施設又は事業の区分に応じ、当該各号の内閣府令」とあるのは、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(平成三十一年法律第 号)附則第四條第二項の市町村の条例」とする。(地方自治法の一部改正)

第五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)

附則第十八條及び第十九條第二項後段の規定により都道府県が処理することとされている事務

(児童福祉法の一部改正)

第六條 児童福祉法の一部を次のように改正する。

第四十七條第五項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第七條 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十條第三十三号中「除く。」の下に「及び子育てのための施設等利用給付に要する経費(地方公共団体又は公立大学法人の設置する認定こども園、幼稚園又は特別支援学校に係るものを除く。)」を加える。

(住民基本台帳法の一部改正)

第八條 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の五の項及び別表第四の一の五の項中「の支給を」若しくは同法第三十条の二の子育てのための施設等利用給付の支給に改める。

(住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置)

第九條 この法律の公布の日から施行日の前日までの間においては、前条の規定による改正後の住民基本台帳法別表第二の一の五の項及び別表第四の一の五の項中「若しくは同法第三十条の二の子育てのための施設等利用給付の支給又は」とあるのは「の支給」と、「実施」とあるのは「実施又は子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(平成三十一年法律第 号)による

同法附則第二条の認定とする。

(住民基本台帳法の一部改正に伴う調整規定)

第十條 この法律の公布の日が災害救助法の一部を改正する法律(平成三十年法律第五十二号)の施行の日前である場合には、附則第八條中「別表第二の一の五の項及び別表第四の一の五の項」とあるのは、「別表第二の一の三の項及び別表第四の一の三の項」とする。

2 前項の場合において、この法律の公布の日から災害救助法の一部を改正する法律の施行日の前日までの間は、前条中「別表第二の一の五の項及び別表第四の一の五の項」とあるのは、「別表第二の一の三の項及び別表第四の一の三の項」とする。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第十一條 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第八條中「子どものための教育・保育給付」の下に「子育てのための施設等利用給付」を加える。

第一百一條第五項第二号口中「諸費」の下に「並びに子育てのための施設等利用給付交付金(同条第二項の規定による交付金をいい、同法第六十六條の二の規定により国庫が支弁する費用を含む。第二百十條第二項第三号において同じ。)」を加え、同号ハ中「第六十八條第二項」を「第六十八條第三項」に改める。

第一百十三條第三項中「第六十五條第三号」を「第六十五條の規定により市町村が支弁する同

平成三十一年四月九日 衆議院會議録第十六号

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

三八

条第四号及び第五号に掲げる費用で同法第六十八條第二項の規定により国庫が負担するもの、同法第六十六條の二の規定により国庫が支弁する費用、同法第六十五條第六号に、「第六十八條第二項」を「第六十八條第三項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第二百二十條第二項第三号中「子どものための教育・保育給付交付金の額」の下に、「子育てのための施設等利用給付交付金の額」を加える。
(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十二條 前条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成三十一年度の予算から適用し、平成三十一年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第十三條 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第一の九十四の項及び別表第二の百十六の項中「の支給又は」を「若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十四條 この法律の公布の日から施行日の前日までの間においては、前条の規定による改正後

平成三十二年三月三十一日

子ども・子育て支援臨時交付金に関すること。

の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の九十四の項中「若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は」とあるのは「の支給」と、「実施」とあるのは「実施又は子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(平成三十一年法律第 号)による同法附則第二条の認定」とする。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第十五條 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第十二條の四第四項の表第二十九條第一項の項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同表第二十九條第二項の項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同表第三十條第一項第一号の項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に改め、同表第三十條第一項第三号の項及び第四十五條第二項の項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

(総務省設置法の一部改正)

第十六條 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表平成三十三年三月三十一日の項の前に次のように加える。

附則第四条に次の一項を加える。

3 地方財政審議会は、第九条及び前二項に定める事務をつかさどるほか、平成三十二年三月三十一日までの間、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。この場合においては、同条第二項及び第三項の規定を準用する。

(政令への委任)

第十七條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十八條 政府は、この法律の施行後二年を目途として、附則第四条の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況を勘案し、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 基本理念の追加

子ども・子育て支援の内容及び水準は、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならないものとする。

2 子育てのための施設等利用給付の創設

(一) 子育てのための施設等利用給付を創設し、その支給に係る施設等として、子どものための教育・保育給付の対象外の幼稚園、認可外保育施設等を市町村が確認するものとする。

(二) 市町村が認定した三歳から五歳までの子供又は零歳から二歳までの住民税非課税世帯の子供が対象施設等を利用した際に要した費用について、その保護者に対し、施設等利用費を支給するものとする。

(三) 施設等利用費の支給に要する費用は、原則として、市町村が支弁することを基本とし、国はその二分の一を、都道府県はその四分の一を負担するものとする。なお、平成三十一年度に限り、都道府県及び

市町村の負担相当分について、全額国費で補填する措置を講ずるものとする。

3 施行期日等

(一) この法律は、一部の規定を除き、平成三十一年十月一日から施行するものとする。

(二) この法律の施行に伴う必要な経過措置について定めるものとする。

(三) その他関係法律について、所要の規定の整備を行うものとする。

二 議案の可決理由

本案は、我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずるもので、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、立憲民主党・無所属フォーラム及び国民民主党・無所属クラブの提案に係る修正案が提出されたが、否決された。また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成三十一年度一般会計予算に約五百二億円が計上されている。なお、平年度に要する経費は、約一千六億円と見込まれている。

右報告する。

平成三十一年四月三日
内閣委員長 牧原 秀樹
衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切に対応すべきである。

一 待機児童に関する問題の早急な解消、保育士の配置基準の改善その他の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の見直し等教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための措置を講ずるとともに、これに必要な安定した財源の確保に努めるものとする。

二 保育等従業者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、保育等従業者の賃金その他の保育等従業者の処遇の改善について、速やかに、必要な措置を講ずるものとする。

三 保育士及び保育士資格を有する者であつて現に保育に関する業務に従事していないものについて職業紹介を行う体制の整備及び充実等教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための措置について、速やかに、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

四 子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付について、安定した財源を確保しつつ、零歳から二歳までの保育の必要性がある子ども全てが対象となるよう検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

五 本法の施行後五年を目途として行われる検討に際しては、幼稚園と類似の機能を有する施設・事業であつて学校教育法第四条第一項の規

定による都道府県知事の認可を受けていないものを子育てのための施設等利用給付の対象とすることを含め、検討を行うこと。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番五号
独立行政法人国立印刷局

電 話
03
(3587)
4294

定 価
（本体） 本号一部
三三六円
三〇〇円